

第七十二回国会
衆議院
法務委員會議
録第十四号

昭和四十九年三月八日(金曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事 大竹 太郎君

理事 田中伊三次君

理事 羽田野忠文君

理事 青柳 盛雄君

井出一太郎君

野呂 恭一君

日野 吉夫君

沖本 泰幸君

出席國務大臣

法務大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

警察庁刑事局長 田村 宣明君

法務省民事局長 川島 一郎君

法務省刑事局長 安原 美穂君

委員外の出席者

大蔵大臣官房審議官 田中啓二郎君

大蔵省主税局長 渡辺 喜一君

大蔵省主税局税制第一課長 伊豫田敏雄君

大蔵省証券局長 小幡 俊介君

大蔵省証券局長 甲斐 秀雄君

国税庁調査課長 松本 卓英君

法務委員会調査室長

委員の異動

三月八日

辞任

中垣 國男君

補欠選任

登坂重次郎君

第一類第三号

法務委員會議録第十四号

昭和四十九年三月八日

同日

辞任

登坂重次郎君

補欠選任

中垣 國男君

本日の會議に付した案件

商法の一部を改正する法律案(第七十一回国会開法第一〇二号)(參議院送付)

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案(第七十一回国会開法第一〇三号)(參議院送付)

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(第七十一回国会開法第一〇四号)(參議院送付)

○小平委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、參議院送付、商法の一部を改正する法律案、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の三案を一括議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 この商法の一部改正に関連して、関連してというの非常に広いのですけれども、いろいろお聞きするわけですが、大臣としては、元来商法の目的はどのようなものであるかというように理解をされていらっしゃるのでしょうか。

○中村國務大臣 これは一般の商人及び商行為についての規律を定めたものと思えます。あまり問題が大き過ぎてどうお答えしていいかわかりませんが、まあそんなように考えております。

○稲葉(誠)委員 いまのこと、たとえば戦後できた法律でも、民法には第一条に目的があるでしょう。それから刑事訴訟法にもありますね。そ

うすると、商法の目的というのは特に……(中村國務大臣「条文に目的があるでしょう」と呼ぶ)

いや、ないんですよ。ないから聞いているんです。目的がないから聞いているので、目的を書くとしたら、どこへどういうふうに書いたらいいの

か。いま大臣が言われたでしょう。たとえば規律をどうこうするということ、それを一体どこへどういうふうに書いたらいいのでしょうか。

○川島(一)政府委員 たいへんお答えしにくい問題でございますが、要するに商法は商事に関する特別法といえますが、民法が国民生活一般を規律する私法であるのに対して、商事に関する特別法と申しますか、商事に関する特別な事柄を取り上げて規定したというのが商法であらうと思えます。大臣が仰せになりましたように、会社の組織でありますとか商人でありますとかあるいは商行為に関するものも規定を集めたものでありまして、目的は何かということになりますと非常に範囲が広いわけでございます。ちょっと一言に言いにくい面があるかと思えます。

○稲葉(誠)委員 多くの聞いているのは、たとえばいま言った規律という商法の規制というのか、近ごろやましくいわれているそういうふうなもの、あるいは商法の中に入るとすれば、どこへどういうような文言で入れるのが妥当なんだろうかと、こういうことを聞いておられるわけですよ。最初からそういうふうな言明をしようと思えば、あれだから聞いていたわけなんです。それはいまの商法の中へはちょっとなじみにくいんですか。という

ことは、商法自身が形式的ということとは別として、きわめて技術的な法律です。ですから、そういうような商法の規制とかそれに対する目的だとかいうようなものを商法としては入れにくい法典としての性質を持つておる、こういうふうに理解

をしていいんでしょうか。

○川島(一)政府委員 一般の私生活を規律するという意味におきまして、商法には政策的意味の規定がほとんど入ってきいていないということが言えると思えます。そういう意味で、事柄にもよりますが、特殊な政策目的というものも掲げた規定というのは商法の中には入れにくいだろう、このように考えます。

○稲葉(誠)委員 たとえばいま問題になっておる商社のあり方の規制とかなんということ、これは商法の中には入れにくい、こういうふうなことになる、だけれども、株式会社法の中へは入って、いいのじゃないか、こう思うのですが、法的に何らかの別個の規制をすることが考えられるのか、いやそれは法的には無理だ、それはきわめて倫理的な問題であって、法典としてはなじまない、かりにそういうふうな書いたところではない、意味がないのだ、こういうふうに理解をせざるを得ないのでしょうか。

○川島(一)政府委員 なかなかむずかしい問題でございます。株式会社について申しますと、非常に大きな企業から小さな企業までたくさん株式会社がございまして、これに共通して、現在問題になっておられるのは大企業に関する部分であらうと思えます。そうした大企業に関する問題を商法に掲げようということは、現在の事情から考えますとなかなかむずかしいのではないかと、う感じがいたします。ただ、株式会社というものを資本金額とか何かの制限を置きまして相当大規模なものに限定するというふうにはいたしました場合に、その大規模な株式会社という法人組織が逸脱しやすいような問題をとらえて、それに対する規制を加えるということは考えられないことではないだろうと思えます。しかしながら、先ほ

ど申し上げましたように、それも別の見地からの政策的な問題ということになりますと、これは別の法律でやるのが適当であらう、こういうふうに考えたとしてお答えでございますが、そういうことになろうかと思えます。

○稲葉誠委員　そこでちょっとお伺いしたいのは、あるいは前の質問に出たのかもわからないと思いますが、それで、参議院へ行って、形の上では会期不継続で参議院先議みたいになっておりますけれども、実質的にはあれですから、修正された点が大きく分けて三つありまして、その点と、それから従来の附帯決議を中心にしてお聞きするのが筋だとは思っています。そういうふうにしたいと思っております。そしてまた十二日に大蔵省関係の問題を中心として質問を残しておりますので、きょうはどこまでいきますか、質問したい、こう思うのです。

一つは、今度の商法の改正で、普通の場合は法制審議会にかかるのでしょう。法制審議会に正式にかかっていないものが二つ、三つあるわけですか。緊急提案というような形で出ているのですか。それはどうなんでしょうか。あるいはなかったとしてもきわめて簡略な形で、たとえば転換社債の問題だとか何とか、そういうような点二つ、三つ、これはどういふふうになっていますか。

○川島(一)政府委員　今回政府で提出いたしました法案に盛りれております事項は、すべて法制審議会で審議が行なわれた事項でございます。法制審議会に対する法務大臣の諮問は商法全般に関するものでございまして、特に株式会社の監査制度というように限定したものではありません。したがって、商法部会は商法全般をながめまして、必要と認める問題を随時検討しておるわけでございまして、転換社債などの問題につきまして、監査制度の關係とは別に昭和四十六年に答申がなされております。

○稲葉(誠)委員　それでは、株主総会、取締役会、監査役、この三つのものが株式会社その他における大きな機関だと思ふわけですが、今度の場

合は監査役の問題を中心としての改正になってくるわけですね。とはいいながら、今度の場合にたるとえば取締役会の権限を従来の法律よりも強化をしておる、こういうふうな点が現実にはあるわけでしょう。そこら辺はどういうわけで取締役会の権限を強化したことになるわけですか。

○川島(二)政府委員　今回の法律で取締役会の権限を強化したというのは、たとえば従来転換社債償還社債の決議は株主総会の決議を要した。しかし今度の案では、定款に一定の定めがある場合には取締役会だけで発行できるということにする、こういった点であろうかと思いますが、これはむしろ取締役会の制度、権限を強化するということよりも、転換社債の発行を合理化するという見地から検討されたものでございまして、取締役会自体の権限をどうするというような問題につきましては、直接それを意図しての検討というのはなされていないわけでございます。

○**稲葉誠二**委員　そうすると、今度の場合は監督役だけの権限を拡大するというか、強化するという形が中心ですね。将来の問題として取締役会あるいは株主総会、これらは今後の商法の改正に待つんだ、こういうふうにいままでお聞きしていたわけですが、それは間違いないでしょう。そうすると、それでは現実に取締役会あるいは株主総会

というものについてどういふふうに改正をしようとするのか、こう聞くと、いやそれは法制審議会の諮問をしてその結論を待たないとわかりませんと、こういう答えてでしょう。ところがそうじゃなく、それは一つの答えてはありますけれども、それではどういふ点を改正するという意味ではななくて、どういふ点が問題になっているのかといふことは、これは当然その前提として考えられるわけですね。どういふ点を改正するかというんじゃないですよ。どういふふうに改正するかということとを聞けば、それは法制審議会にからなければだめだと言ふから、そうじゃなくて、改正するのではなくて、どういふ点がいま問題になっているのか。たとえば取締役会、株主総会です。この

点についてはどういうふうに考えられるわけですか。これは答えられるのではないですか。

○川島（ ）政府委員 お尋ねの問題につきましてはまだわれわれも十分検討したわけでご覧ませんので、あまり的確なお答えがいたしかねるわけですが、たとえば株主總會につきましては、最近アメリカの州の中では株主總會を省略することができるような規定をつくっているのが幾つかございます。これは中小株式会社あるいは閉鎖的な株式会社、非公開の株式会社、こういうものを対象とした改正であろうと思いますけれども、そういった考え方もあり得るわけです。それから公開会社の株主總會につきましては、日本の株式会社の規定と外国のを比べてみますと、株主

総会における株主の提案権とかあるいは動議権、そういうことについての規定が日本の商法にはないわけですが、そういう点をもっと少し明確にする必要があるのではないかと、こういったことも考えられるわけです。さらに実業界の要望といたしましては、単位株制度というものを採用してほしいという要望がございます。これは現在の株主総会に出席する者を制限しようという一つの考え方に立っておるわけでございますが、そういう問題でありますとか、それから株主総会の権限はいまのままでいいのかどうか、もう少し限定するとかあるいは広げるとか、そういう

た点を検討する必要があるのじゃないかといううなこともいわれておるわけでございます。取締役会につきましても、外国の制度と比べまして、ことに監査役との関係などで、その権限の調整をどういうふうに考えていったらいいかといったような問題はまだ残っておるように思います。

○稲葉（誠）委員　いまのお話を聞いていまして、これは正確な私の判断ではないということ、いまお話を聞いていたことから受ける感觸としてお聞き取り願いたいのは、株主總會の権限を何かだんだん縮小していつて、そして経済界の実体としては、やりいようにするために取締役会の権限をふやしていこう、こういうような行き方をあな

かも——まあ是認するとは言いませんけれども、
そういう方向に進んでいきたい、これは経済界の

要望であるかもしれないですね。株主総会なんてやかましくてしょうがない、うるさくてしょうがないから、そんなものは権限をうんと縮小していく、取締役会でどんどんやれるようにしたい、これは要望かも知れませんが、どうも、そういう線に沿って考えておるのではないか、こういうような私なりの印象を持つんですが、最初のアメリカではまるで株主総会をなくすところもあるとかんとかいう話が始まってきて、順序はどうでもいいですけれども、どうもそういうふうな印象を持つんですが、逆ではないんでしょうか。やはり株主総会というものは、国民主権と

し、現実にとれだけの効果を發揮しているかは別として、取締役会は執行部、株主總會というものの権限が、それは確かに一部に悪用されている点があるかも知れませんが、十分にその役割りを果たしていない。こういうふうなことを考えると、株主總會の権限をむしろ場合によっては広げていく、それが正常な形で株主總會が十分議を尽くして行なわれるようにしていくのが筋であって、取締役会の権限というものを株主總會によつて規制する、こういうふうな形が当然考えられていいのではないかと思うのですが、いまの話

を聞いてゐると逆な方向を、経済界の要請に従つてとらうとしてゐるのではないか、こゝういふふうにか。考えられるのですが、そこはどうなんでしょう。

○川島（一）政府委員　確かにむづかしい問題であらうと思ひます。従来いわれておりますのは、所有と経営の分離ということで、株主は主として、オーナーである。それから取締役は経営者である。経営は専門家である取締役にまかせる。株主はその最終の利益の配当にあずかる、こゝういふ形で進んできたと思ひます。昭和二十五年の商法改正によつて株主總會の権限がかなり制限されたといふ経過をたどつておりますし、外国の法制を目

ましてそういう傾向にあるわけです。しかしながら株主総会が株式会社における最高機関であるというところは、これは株式会社の構成からいって否定できない問題でありまして、少なくとも役員を選任、解任の権利、これは株主総会が持たなければならぬ。それから定款の変更とかあるいは決算の承認、こういった問題につきましては株主総会が権限を持つべきであるし、また持つ以上は、それを適正に十分に行使できるような形で運営されるということが望ましいわけでありまして、私いろいろ先ほど申し上げましたが、少なくともこれは株主総会が、そういう本質的な権利というものはあくまで持つておいて、それを適正に行使する。それ以上あまりこまかい問題を、これも株主総会だ、あれも株主総会だというふうに集めますと、かえって会社の運営がしにくくなる面もある。

したがって、一番大事なのは役員を選任、解任と、それから定款変更、それから決算の承認、この三つの権限を完全に行使するという形に持つていくのが望ましいのであって、それ以外の点につきましては、実情がある程度考慮しながらきめていっていいのではないかと、こういうふうにかえるわけでございます。

しかし、これは私もただ現在感じておりますことを申し上げただけでございます。商法部会における御審議においては、さらにいろいろの御意見があるかと思ひます。したがってその程度のものでして御聞き取りいただければ幸いです。

○稲葉(誠)委員 そこで、株主総会のあり方というものをめぐっているいろいろな考えられるわけですが、それは率直に言って功罪いろいろあると思うのです。ことばがちょっと悪いのですが、誤解を招くことがあってはいけないと思うのですが、国会で三日間予算委員会が商社の代表なんか呼んでいろいろ追及しましたね。大臣、それに対してあなたの御感想を伺うわけじゃないですか、本来それは、あれに出てきたことは、普通の状態な

ら、株主総会なりあるいは監査役なりが当然わかつていなければならないことなんじゃないでしょうか。株主総会ではいろいろな問題の追及をしようとしても、現実にはその追及がすべてはばまれてしまつておる。いろいろな形で、たとえば総会屋その他による議事の進行等ではばまれておる。だから、株主総会が健全な状態で運営をされておれば、ああいうような不正とか、不正とまでいえないとしても、妥当でないというふうなもの、これは当然その株主総会で発見をされて追及され、監査役によつて是正をされていくという方向をたどつていくべき筋合いのものではないか。たのしみうものか。現在の株主総会なり監査役のあり方というものを対して、非常に反省すべき点が多いのじゃないでしょうか。どういふふうにお考えでしょうか。

○中村国務大臣 この間うちの事態を見ますと、どちらかというとカルテルを結んだり便乗値上げをしたり、主として会社の利益をよけいにあげようという方向に動いておるように思ひます。したがって、株主の立場からいへば、会社に利益がよけいあがるのが望ましいので、モラルというところよりは、そのほうが優先するやうな気がいたします。ですから、株主総会があつた問題を取り上げるより、やはり国会があつて集中審議をやられたことは非常によかったのだ、私はそういうふうに考えます。

○稲葉(誠)委員 それは国会がやったことはよかったので、悪かったと決して言つてゐるわけではありませんが、本来なら、株主総会がちゃんとして運営されて、株主の意見というものがきちんと出て、妨害されないで出てくるようになっておるあるいは監査役がしっかりしておれば、その中の多くの問題というものは会社内部で是正されておつたものが相当あるのではないかと、いふふうにかへられるのです。

そこで、株主総会のあり方に関連をして出てまいりますのは、いわゆる総会屋と称せられるもの、この問題があるわけですね。この前、法務省の刑

事局長は、総会屋に攻撃型総会屋と協力型総会屋があるということを言われたのですけれど——これは私の去年の六月二十二日の質問。会議録があります。

そこで、問題になりますことの二つは、たとえば株主がいろいろ会社のことについて、業務の執行について質問するわけですね。質問をする、いわゆる総会屋が議事の進行の動機かにかかどんでん出出して、そして何分で終わるのか、五分で終わるのか十分で終わるのか知りませんが、簡単に終わつてしまつておる形になっておるわけですね。そういう場合に、株主が株主総会で質問するといふようなことは、一つの株主の権利だし、それはいわば業務だといふふうにも考えられる。こうなつてくると、商法の四百九十四条の問題は別として、そこまでのいかな問題も聞いておるわけですが、そこまでのいかな段階においても、意図的に株主のそうした発言を、威力をもつてというか、そういうような形で封鎖するということになつてきた場合には、どうなんでしょうか、いわゆる協力型の総会屋だとしても、刑法でいう威力業務妨害が成立するといふことも考えられる場合もあるのでしょうか。そこはどうでしようか。

○安原政府委員 総会屋が株主の発言を抑制するために威力といふか、あるいは脅迫手段を用いるといふようなことで発言をできないようにするといふことは強要罪といふやうな問題になると思ひます。

○稲葉(誠)委員 そういふのは現実には多いんじゃないですか。発言しようと思つと、そこへ行つてにらみつけたり、おどかしたり、押えつけたりして発言をさせないという形が実際には多いようですね。

そこでもう一つ、さらに一段進んでまいりますと、いま問題となつておる、たとえば津上製作所の問題ですか、この場合の正式な名前前は、商法上の贈収賄罪といふのですか何といふのですか、商法四百九十四条の場合ですね。この問題が出てくると

思ふのですが、これは警察のほうにお尋ねいたしますが、いま問題となつておる津上の問題あるいは安宅産業ですか、この問題の株主総会における贈収賄ですね。これはいまだかつている範囲では具体的にどういふものであると、条文との関係ではどういふふうになるのでしょうか。まず事件の概略と条文との関係はどうですか。

○田村政府委員 最初に事件の概要でございますが、これは、株式会社津上の常務取締役の畑佐邦雄と申す者がおるわけでございますが、これがエターナル・プロダクツ株式会社の社長小野伸泰、それから安宅産業の機械第一本部の副部長百木正孝という者と共謀いたしまして、昨年五月に株式会社津上におきまして総会が行なわれることになつておつたわけでございますが、当時津上におきましては会社経営が必ずしもうまくいっていないといふやうなことから相当多額の売り掛金の滞納等がございまして、これについて当時、いわゆる総会屋の嶋崎経済研究所の社長嶋崎栄治がこの点をとらえまして、会社に対して公開質問状を発するなどをして、定期株主総会においては経営の失策等を追及するといふので総会の成立が危ぶまれておつたといふやうな状況があつたようでございます。それで、この機会に畑佐らは総会屋の嶋崎などを動かしまして、当時の社長を退陣させて自分が代表取締役就任するといふことを工作し、さらにこの株主総会で審議される予定の報告事項等につきまして、それが無事に承認をされますやうに、嶋崎らの働きによつてその報告事項等について異議が出ないやうに、また異議が出た場合にはこれを封じてはしいといふやうな依頼をいたしまして、四十八年の五月中旬に百万円、下旬は二百万円を畑佐が小野を通じて嶋崎に渡したといふ事件でございます。兵庫県警において現在懸命に捜査をいたしておる、こういう状況でございます。そういうやうな事実、商法の四百九十四条との関連でどのように考えるべきかといふ点でございますが、現在兵庫県警の考え方といひましたし、四百九十四条の一項一号でございますが、

株主総会における発言に關しまして不正の請託を受けて財産上の利益の收受があったという疑いで捜査をいたしておるという状況でございます。

○稲葉誠委員 この問題について考えますと、まだ捜査中の事件ですから、いろいろあとに差しつかえがあるかとは思いますが、この事件の今後の一つの発展といえますが、見通しというかな、それはどういう方向のところにポイントが置かれるというふうに見たらよろしいのでしょうか。差しつかえない範囲でお話を願いたい、こういうふうに思っております。

質問で聞きたいところは、結局こういうことですよ。たとえば安宅のほうから一千万円金が出ている。もともと一千万円以上だというふうにいわれているのですけれども、その金はどう結びつのか。条文との関係でいろいろあると思いますが、率直にいつて、副部長とかいう人があられていてる程度ですが、その人が責任をもってそういうことをやるということとは考えられないわけですね。となれば、当然、会社の上部の了解なりあるいは決裁なりというか、そういうもののもとにこの金が動いておる。安宅から幾ら出たんでしたっけね。あとでお聞きしますが、百万円、二百万円というのはその一部分のようですね。となると当然考られてくる。この人だけに責任を負わせて、それで終わりだという形になつてしまふのはどうも少しく常識に反するのではないか、こういうふうにも思ふものですからお聞きをするわけですね。

○田村政府委員 これから捜査がどういうふうに伸びていくかということに關連してお尋ねでございますが、先ほど申し上げました犯罪の疑いの範囲内で端的に申し上げれば、これから、どれだけの被疑者がどれだけの行為を行なつたかということの解明になるわけでございます。その場合に、この種犯罪でございますから、御承知のように知情の点その他いろいろ立証上問題があるわけでございますが、ただいまお尋ねがございましたように、現在兵庫縣警が一応承知をいたしております

ところでは、畑佐が安宅産業の百木に金策を依頼して、百木が取引先の某社から一千万円を調達して貸したということはお尋ねでございますが、いまお尋ねのように、どういふふうな関係者の判断で、またどの程度の情を知つてそういうふうな金銭が動いておつたかということ、これは今後の事件の発展と申せば発展でございまいしょうけれども、一体どこまでが被疑者になるかということにつきましては、警察といたしましてはできるだけこれを解明しなければならぬということでは当然でございますが、ただいま御承知のように一応捜査でございますので、いままでの状況から推測をして、その範囲内で一体どの程度の立証ができるかということでございます。その範囲は、現在のところ兵庫縣警として考えておりますことは、私がたまたま申し上げましたような筋で動いておる金につきまして、どこまで関係者の知情その他が犯罪行為になるのか、どの程度の範囲が捜査の目標と申しますか範囲と申しますか、そういうふうなことになるかと存じます。

○稲葉誠委員 こういう事件になりますと、大きな会社はえてして、身がわりだとはいへませんが、それにも、それに類する人を立ててきて、因果を含めるといふか、そこを防波堤にして、それで何とか食い込めよう、終わらせようというのがある。それと、いままでの例ですが、いやこれは私の一存でやつたのだ、こう言うに違ひないと思うのです。それはだれが考えても不自然なので、そういう点には警察当局としてはこだわらないで、いか遠慮をしないで、かりに上層部であっても何で事件については徹底的に解明をする、こういうふうな決意でございますかどうか。その点だけを端的にお伺いをしておきたい、こういうふうに思ふいます。

○田村政府委員 申し上げるまでもないことでございますが、今後の捜査といたしましては、客観的な証拠資料があればきわめてけっこうでありますので、その点の捜査に十分力をいたすと同時に

に、犯罪の構成要件から見しても、主観的要素の立証に力を注ぐということは当然でございます。

今後の決意はどうかということでございますが、兵庫縣警として、現在までそれぞれの会社の首脳部を逮捕あるいは検挙して捜査を進めてきておるといふことが、兵庫縣警の一つの姿勢であるというふうな考えでよろうかと思ふので、今後とも厳正な捜査を続けていく、捜査の方針としてはそういうことが申し上げられようというふうに考えます。

○稲葉誠委員 捜査中の事件ですから、聞くのはこの程度にいたします。

そこで、これは法務省の刑事局長にお尋ねをしたいのですが、いま言つた四百九十四条のことに關連をして、最高裁で四十四年の十月十六日第一小法廷の判決があるわけですね。これは例の東洋電機事件だつたように思うのですが、それを見ますと、「会社役員等が経営上の不正や失策の追及を免れるため、株主総会における公正な発言または公正な議決権の行使を妨げることを株主に依頼すること」は、商法四百九十四条にいう「不正の請託」に該当する。それから「株式会社役員に会して株主からの責任追及が行なわれることが予想されておるときに、右会社の役員が、いわゆる總會屋たる株主またはその代理人に報酬を与え、總會の席上他の一般株主の発言を抑えて、議案を会社原案のとおり成立させるよう議事進行をはかることを依頼すること」は、商法四百九十四条の「不正の請託」に当たる。こういうのが最高裁で出てゐるわけですね。

私は、この当時チソの問題を取り上げて聞いたのですが、この当時はそこまでいってなかつたのですが、チソばかりでなくて、きょう問題になつてゐる東邦重鋁の問題にしても、あるいはこの間國會で問題になつたトーマンにしろ、あるいは伊藤忠だとかいろいろはかたにたくさんあります。そういうふうな会社の株主総会において、

普通の場合はおそらく経営上の不正や失策の追及ということに該当する、こゝ私には思ふので、その責任追及が行なわれると思うのです。それを封じるために總會屋に金を渡して株主の発言を抑えたりなんかする、こういうことがおそく私は現実にはあるんだと思うのですが、そういう場合には一体この犯罪になるのですか、ならないのですか、お尋ねをしたい、こういうふうに思ふます。

○安原政府委員 稲葉先生御指摘の「会社役員等が経営上の不正や失策の追及を免れるため、株主総会における公正な発言または公正な議決権の行使を妨げることを株主に依頼すること」は、商法四百九十四条にいう「不正の請託」に該当する。という判例に徴しても、いま御指摘の案件は、要するに会社が経営上の失敗の追及を免れるために、株主の発言を抑えてもらふように總會屋に頼むという意味で金品を渡すわけでございますから、まさに不正の請託に当たるといふべきであると思ひます。

○稲葉誠委員 そうすると、公書を出しておるたくさんのお社、いま私はチソとか今度問題になつてゐる東邦重鋁とかをあげたのですが、そのほかたくさんのお社があります。それから國會でこの前問題になつた脱税だか脱漏だか知りませんが、あるいはその他のいろいろ不正の手段によつて、ばく大な利益を上げてゐる会社がたくさんあるわけですが、そういうふうな会社の總會において現実に行なわれるということは考えられると思ふのです。そのときにはこの犯罪に当たるとすれば、それに対する捜査をどうするのか。これは警察、檢察の両方にお尋ねしたいと思ふのですが、特にチソの場合は、あの場合に總會屋が来て発言を封じてやつたことは明らかですね。そのことから考えても、当然この場合には捜査の対象として考えていいんだと思ふわけですが、第一次的には警察の問題だと思ひますので、まず警察のほうからお答え願つて、それから法務省のほうにその点お答えを願ひます。

題があるということをお願いしたいと思います。

○稲葉誠委員 それはそのとおりですね。会社側のほうでも、いま言ったように経営上の不正や失策の追及を免れるためということがありますか。

これは刑事訴訟法——あなたも弁護士というか、やっておられるんでしょうから、それは刑事訴訟法交わりましたから直接の指揮権はないにして

人についてはあまり困難をしいるようなことは避けよう、こういう趣旨でこのような修正が加えられたというふうに承知しております。

模な会社などでつくつておりまして、相三詳細なものをつくらなければならぬことになっては困る

ということですが、修正が加えられたわけでありまして、この点につきましてはそういう御意見もあり得るであらうし、まあそういう見地から修正が行なわれたとすればこれはやむを得ないことであらうというふうに考えております。

○稲葉(誠)委員 それはやむを得ないという程度のことなんでしょう。それなら、初めからそういうふうなやりがいじやないですか。それは修正するのは議院の権限だからあたりまえですけれども、どうも何か煮え切らないところがありますね。

そこでお聞きしたいのは、そうすると、この帳簿の問題で、商法の二百八十何条でしたか、貸借対照表の公開規定があるでしょう。これは何か守らなくてもいいんだという、まあ、あやまち論の制裁があります。たとえば、IBMなんかは、こんなのは守らなくてもいいんだというふうなことを言っているとか言っていないとかという話があります。この場合は貸借対照表だけでいい。まず、IBMなんか言っているように、この規定が日本IBMその他に適用になるかならないかということが一つ。

それから、ここでは貸借対照表だけですね。損益計算書は入ってなかったのじやないですか。どうでしたか。

○川島(一)政府委員 貸借対照表の問題ですが、商法の二百八十三条で公開、公告をすることに定めております。これは守らなくてはならない規定でございます。IBMがやっていたいなかったとすれば、それは商法の規定に反しておったということが言えると思います。いま問題の修正の規定は、これは損益計算書に関するものでございまして、ちょっと御質問の関連がわかりかねます。

○稲葉(誠)委員 その公開というのは貸借対照表だけで、損益計算書は公開に入っていないわけでしょう。そうなんですか。とすれば、その理由はなんなんですかと聞いているわけですよ。

○川島(一)政府委員 お説のように、現在公告を義務づけられておりますのは、財産目録と貸借対照表でございます。これによって、会社の財産状況というものが少なくともわかるわけでありまして、その程度で足りるということにしたのではないかと思います。損益計算書まで公告するということにいたしました。これはかなり膨大なものになる場合がございまして、損益計算書については公告の義務を課さなかったということであらうかと考えております。

○稲葉(誠)委員 そうすると、その公告の義務と帳簿の必要というところは必ずしも一致しないとは思いますが、結局損益計算書を作成することとを必要としないということになってくると、現在の商法と同じになるのですか、この修正案が可決された結果は、帳簿の関係で同じですか、違うのですか。

照表でございます。これによって、会社の財産状況というものが少なくともわかるわけでありまして、その程度で足りるということにしたのではないかと思います。損益計算書まで公告するということにいたしました。これはかなり膨大なものになる場合がございまして、損益計算書については公告の義務を課さなかったということであらうかと考えております。

○稲葉(誠)委員 そうすると、その公告の義務と帳簿の必要というところは必ずしも一致しないとは思いますが、結局損益計算書を作成することとを必要としないということになってくると、現在の商法と同じになるのですか、この修正案が可決された結果は、帳簿の関係で同じですか、違うのですか。

○川島(一)政府委員 その前に、私さつき財産目録も公告するように申し上げましたが、これは間違いでございまして、貸借対照表だけでございまして、二項で貸借対照表だけでいい。二百八十三条の二項で貸借対照表だけでいい。

○川島(一)政府委員 そうでございます。それで、一般商人につきましては、財産目録を削りましたので、今後は会計帳簿のほかに貸借対照表だけをつくらなければならないことになりまして、会社につきましては、これは損益計算書は別の規定によって作成を義務づけられておりますので、変わりがないわけでございます。

○稲葉(誠)委員 いまあなたは、何か一般商人の場合は財産目録のあれをしなくていいというふうな言われたのだけれども、損益計算書をしなくていいということになったという意味じやないのですか。ちょっと私の聞き違いかな。

○川島(一)政府委員 現行の商法の規定によりまして、一般商人は、商法の三十二条及び三十三条によりまして、会計帳簿と財産目録と貸借対照表をつくらなければならない、こういうことになっております。今回の改正案の原案は、会計帳簿と貸借対照表と損益計算書の作成を義務づけて、財

産目録ははずしたわけでございます。今回の修正によりまして、さらに損益計算書が削られましたので、結局残りましたのは、会計帳簿と貸借対照表、この二つになるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 そこで、その保存期間が条文にありまして、三十六条でした。これは十年間でございます。十年間というのは、どこから来たのかよくわからないんですが、一般債権の時効でいつているんですか、よくわかりませんがね。商事債権だから時効は五年でいい、手形は三年として。だから、どうして十年間もそんなものを保存しておかなければいけないのですか。とにかく、倉庫は山のようになっちゃうんじゃないの、これ、場所によつては。そこところは議論にならないのですか、保存期間。十年というのは、どこから出てくるのですか。

○川島(一)政府委員 法制審議会では、特に議論が出なかつたようでございます。どうして十年かという点は、私も推測いたします。先生がおっしゃったような時効との関係ではないかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 時効なら、商事債権から五年でいい。一般債権は十年だつて、商事債権は五年じやないですか。商人の規定なんだから、五年じやないですか。法制審議会でも議論あつたんじゃないんですか、正式な議論かどうかは別として。まあ、どうでもいいようなものですけれども、まあ、どうなんですか。あとでからんでくるのは、まあ、マイクロフィルムとの関係で、これ、からんでくると思ひます。それで、この修正点の第一点について聞いているわけなんですけれども、時効なら五年でいいんじゃないの。

○川島(一)政府委員 商事債権は確かに五年でございますが、会社が行なう場合であつてもすべて商行為とは限っていないわけでありまして、まあ、十年の場合もあり得るだらうと思ひます。しかし、この十年というのは長過ぎるのではないかと、この十年につきましては、確かにそういう問題もあると思ひます。そういう点につきましては、今

後商法部会の開かれます際に、また意見を伺つてみてはどうか、このように考えております。

○稲葉(誠)委員 まあ、どうでもいいんですけどもね。だって、絶対的商行為じやないんですか、会社が行なうのは。だから全部五年になるんじゃないの。会社が行なうのは十年の時効になるというの、何かあります。それは個人としてやつたんなら別として、そんなことはおかしいよ。それはあとでいいですよ、きょうでなくていいですよ、たいしたことはない問題なんだから。わかりますか。

○川島(一)政府委員 一般個人の場合は会社に對して債権を持つという場合に、それが必ずしも商事債権でない場合があり得るわけでございます。○稲葉(誠)委員 そうですね、そういう場合もないわけではありませぬ。ないわけではないけれども、普通の場合はちよつとないんじゃないかな。まあ、いずれにしても、そうすると十年間じやない、保存しなければならぬということになります。そうすると、書類が山のようになっちゃうわけですね。そういうふうなことになる関係も含めて、たとえばマイクロフィルムその他の問題でこれを商業帳簿とするということ、これは現在の時点ではどうなんですか、また将来はどういうふうになるんじゃないか。

○川島(一)政府委員 商業帳簿をコンピュータあるいはマイクロフィルムを利用してつくることはどうか、こういう問題につきましては、法務省といたしましては前に検討したことがございまして、これからの検討を続けていく必要があるように考えております。

どういふ問題があるかということでございますが、たとえばコンピュータの場合を考えますと、商業帳簿は、一体何が商業帳簿になるのかというふうな問題が一つあるわけでございます。商業帳簿をコンピュータに入れた場合には、私機械のこと詳しくございませぬけれども、たとえば磁気テープとか磁気ディスクというのですか、そういうふうな記憶装置だけをいうの

か、あるいはそれを含めた機械全体をいうのか、いろいろそういった問題が出てくるわけですね。それについて保存期間とかあるいはこれを損壊した場合の刑法上の責任というものが違ってくるわけですね。たとえば文書ですと文書毀棄罪になります。器物というようになりますと器物損壊罪というわけで、適用条文や罰則も変わってまいります。そういう問題が一つであります。

それから裁判所が商業帳簿の提出命令を出す場合がございまして、その場合に商業帳簿そのものを提出することはできないのか、それについては何らか特別な規定を置くべきではないか、こういった問題がございまして。それから、たとえば商業帳簿の閲覧の場合にどのような形で閲覧の効果をあげるのか、こういった問題がございまして。コンピュータの場合とマイクロフィルムの場合で若干問題は違ふと思ひますけれども、そういうような問題が幾つか提起されておる実情でございまして。

○稲葉(誠)委員 それはまたあとで、証拠能力の問題その他について別の機会にゆくりお伺ひしたい、こう思ふのです。

そこで修正の二番はまたこの次にいたしまして、三番の仮処分の問題ですね。取締役の違法行為を差止めよう。仮処分に保証を立てるかどうかというところは、原案では裁判所の裁量でしよう。ところが修正されてきた結果は立てないことになったのです。これは司法権に対する介入ではないのですか。そこまで一体法律で、立法できめていいのですか。どうなんですか、何かよくわからないのだけれどもね。

○川島(一)政府委員 たとえば現在の商法の二百四十九条という規定がございまして。これは決議取り消しの訴えを提起した場合の担保提供の規定であります。株主が訴えを提起した場合に会社は請求によって担保を供すべきことを裁判所が命ずる。しかしながら、取締役が同時に株主である場合もあり得るわけですが、取締役がこの訴えを提起した場合に担保を供すべきことは命ずるこ

とができない、こういうことになっておるわけでありまして、これと同じように、違法行為差止めと仮処分の監督が起すという場合には、監督役は会社の機関として、その職務として行なっておるものでありますから、制度的に担保は必要がないというのを規定いたしましたけれども、それは必ずしもおかしいことではない、むしろ一種の機関対機関の関係の問題でありますから、こういう事柄、こういう問題については、担保を条件とするということにしないほうが適當であるというふうに考えます。

○稲葉(誠)委員 いまあなたの言われるようならば、それなら初めからそういうふうに条文をつくって出せばよかったのではないですか。

それはそれでいいとして、この仮処分はどういうふうにするの。相手方はだれになるのですか。それが一つ。

それから、これに違反をした場合の効力はどうか。取締役が違法に取引してしまつたときに、どうなんですか、その効力は。第三者との間の取引でしよう。第三者に対してどういふ影響があるのですか。第三者の利益を守らなければならぬでしよう。この仮処分をやつたって、具体的に第三者が当事者になつておるわけじゃないでしよう。これはどういふふうになるのですか。具体的には第三者も入れて仮処分をするのですか。それと、その効力……。

○川島(一)政府委員 まず相手方でありまして、これは違法な行為を行なうとしておる取締役が相手方になるわけでありまして。

それから、その効力でありまして、この仮処分によつてその取締役は当該行為をする権限を失う、制限されるということになるわけでありまして、これに違反した場合には、ちょうど権限のない者が行なつたのと同じような形になるわけでありまして。しかしながら、その仮処分に違反した行為の効力につきましては、一般的にいろいろ問題があるわけでありまして、法的などういふ行為の差止めが行なわれたかということによつて

結果が違ふ場合がございまして、また学説上も問題が出てくる場合がございまして。一がい言えなと思ひますが、しかし、たとえば取締役が違法に新株を発行しようとしておる場合、これを差止めとあるという場合に、少なくとも取締役としては有効な株券が発行できなくなる、こういうことになるかと思ひます。

○稲葉(誠)委員 質問は十二日にまたあと延ばして終わりますけれども、相手方は会社も入るのですか。会社と取締役になるの。第三者は入らないのですか。それが一つ、では別の取締役がやつたらどうなんですか。Aという取締役がだめだったら、今度はBという取締役が取引したら、これはどうなんですか。そこら辺のところはどうなんの。善意の第三者をどうやって保護されるのですか。だから、これは、実際にはあんまり効力ないのじゃないですか、現実問題としては。どうなんでしょうかね。もちろん内容によりましてけれどもね。

○川島(一)政府委員 相手方は取締役だけでございまして。会社とか第三者が入ることはありませぬ。(稲葉(誠)委員「取締役がかわつてしまつたらどうするの。別の人が……」と呼ぶ) 取締役が何人かおるといふ場合に、まあ事柄にもよりますが、必要があれば代表権を持つ取締役全員を相手方とした仮処分が必要になる、このように考えております。

○稲葉(誠)委員 いま言ったことで、第三者はどうか。仮処分があるかないかわかるのですか。わからないの。まあ内容によりましてけれどもね。その点については考えられないのですか。きょうでなくていいですけれども、よくあれしてください。いろいろの場合があるのじゃないですか。

○川島(一)政府委員 第三者には通知もいたしませんので、わからない場合があり得るわけですね。したがって、その仮処分に違反した行為の効力につきましては、学説上問題の出でくる場合があるというふうに申し上げたわけがございまして。

○稲葉(誠)委員 いまの問題は、これは簡単に言われるけれども、なかなかむずかしいですね。むずかしいし、それから内容によつてもいろいろ違つてくるので、これは商法の改正に直接関係はないかもわかりませんが、非常に大きな問題が、混乱が将来起きるいろいろなことができてくるかと思ひます。

これは別として、きょうは私は終わります、十二日に残つたところを中心に少し時間をいだけて質問したい、こういうふうに思ひます。

○小平委員長 次に、青柳盛雄君。

○青柳委員 この商法の一部改正は数年前から問題になつてまいつたわけでありまして、いよいよどうも大詰めに近づいたらしい。政府のほうでは何とか三月中旬に制定を終わりたいという御希望で、当法務委員会でも先に付議されました調停法の一部改正をあと回しにして、あとからきたこれを先に審議することになつたわけでありまして、三月中旬に制定されなければならぬという何かタイムリミットみたいなものがあるのでしょうか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○川島(一)政府委員 政府は提案者でございまして、のなるべく早く御審議をしていただきたいというふうに考えておるわけがございまして、厳格な意味のタイムリミットというふうなものはないと思ひます。けれども、この内容がいろいろ経済界の実務に影響を及ぼす点がございまして、三月の末に決算を迎える会社も多いことでもございまして、なるべくならば早く審議をしていただきたい、このように希望をいたしておる次第でございまして。

○青柳委員 はしくも三月中旬に決算を終る会社があつて、実務上それに便宜を与えてやる必要があるというふうにとれるわけですが、いままでの商法で決算をやつたものでは三月中旬にうまくないうまくいくというところとれるのですけれども、巷間伝えるところによりまして、石油危機でたいへんな超過利得を得た会社などが今度の決算でそ

それを全部あからさまにするといいこと、あるいはそれを全部超過利得として計上することがいろいろと世間の批判的になるといふようなことで、今度の決算にあたっては公認会計士さんの監査も得て、別に変なところはないといふことで世間をどまかすといふか、非難を免れる、そういう必要がある、だから商法の改正を急いでいるんだといふふうに伝えられているのですが、この点はどうでしょうか。

○川島（一）政府委員 私そういうことは全然承知しております。なお、この商法が施行されましたも、会計監査人による監査の規定は若干期間を置いてから施行されるようになっております。具体的に申しますと、法律が施行されました後最初に迎える決算期の決算につきましては従前どおりとするということになっております。先生仰せのような事情は私全然承知しております。

○青柳委員　その点、いま御説明のとおりであれば、それはそれなりに評価されていいことだと思えますけれども、それに関連いたしまして、実は商法の二百八十七条の二という規定がございます。これは商法の一部改正としてごく最近に制定された規定のようでありますが、昭和三十七年法律八十二号で追加されたのですが、この「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明カニスルコトヲ要ス」という第一項の規定、「特定ノ支出」ということが法文上あるものですから、これを一般に特定引当金などということばを使っているようであります。これと企業会計原則との関連をお尋ねしたいと思うのですが、もっぱらこれは商法の規定のほうにだけあって、その他証取法あるいは法人税法などにはないような感じがするのですが、特定引当金というのは企業会計上どういう性格のものであるのか、これを法務省あるいは大蔵省のほうで御説明をしていただきたいと思います。

○小幡説明員 特定引当金についてのお尋ねでございますが、ただいま先生お話ございましたよう

に、特定引当金は商法二百八十七条の二に根拠をもちまして法令上引き当て金として経理することが認められている、こういう性格のものであるとします。

企業会計の立場から申しますと、当期の費用としてそれが企業会計上当然に処理されなければいけないものの、これは負債性引当金というふうなものとして掲げられておるわけでございまして、これにつきましては修正案の注解の18というところで、その負債性引当金につきましてその概念並びに例示をいたしております。特定引当金の説明をするためには負債性引当金の話をちょっといたしませんとつながりがいきませんので、ちょっと負債性引当金のことを申し上げさせていただきます。

が、負債性引当金は将来において特定の費用たる支出が確実に起こると予想され、当該支出の原因となる事実が当期においてすでに存在しており、それから当該支出の金額を合理的に見積もることができる、こういう三つの要件を満たすような場合には、その年度の収益の負担に属する金額を負債性引当金として計上する、つまりこういうものの

は当期の費用、収益を計算する場合に、当然に費用として考えられるべきものである、これは引き当て金として計上しなければいけない、こうなっておるわけでございます。会計上はこういう負債性以外の引き当て金で、しかも法令で認められているもの、これを注解修正案では注解14というところに書いてございますが、そういうふうなものとにつきましては、会計上は当期の費用として認めることにつきましていろいろ問題があるということとで従来会計学者からいろいろ議論がなされておるわけでございますが、いづれにいたしましても、法令によりましてその引き当てとすることが認められておる、こういう現実があるわけでございますので、その会計上の表示の方法につきましては一定の方式に従いまして表示をする、こういうふうなことからして処理をすべきものと修正案でなっている、こういう性格のものでございます。

○青柳委員　なかなか詳しい、しろうとにわかりやすい説明をしていただきまして、私も理解できました。法令によって引き当て金というものがあるんだから、これは会計上計上しなければならぬのだ、しかしその中身は当期の損益と直接的な関連がない。ですから企業会計からいうと、当期の損益を明確にすることによってその企業の成績というものが明確になるわけですが、同時にまた税制上もそれが好ましいことだと思っております。ところが特定引当金というのは法令にあるから別な記載で出すのだ、公認会計士さんなどから見ると、これを貸借対照表の上で表示するということが正しいかどうかということでやはり議論があるようで、限定意見が出されるという話を聞いております。

そこで法務省にお尋ねしたいのですけれども、昭和三十七年にわざわざ法律で二百八十七条ノ二というものを制定したのは一体どういう目的があつてなされたのか。これは私その時分は衆議院におりませんでしたから、その論議の模様がよくわかつておりません。ちょっと説明していただきたいと思ひます。

○川島（一）政府委員 仰せのようにこの二百八十七条ノ二という規定は三十七年の改正の際に加わった規定でございますが、その当時の審議の議事録を見ますと、この点に関する質疑はほとんどないようでございます。

○青柳委員 どうもふかしぎな話だと思うのですが、その当時の議員諸兄が全く怠慢であったのか、それともほとんど問題にならない、もう審議するまでもなく異議なしで全会一致で通るようなものであったのか、ちょっと私理解しにくいので

すが、まさか怠慢をしておられたとは思いませんし、それからほんとうに論議がないものかどうかということになりますと、先ほど大蔵省の人が説明されましたように、学者の間などでは、そんなな引き当て金というのはおかしいという議論がなされているというふうに理解できるのです。たとえればある会社が何十周年記念をやる。そのときに

ございますが、これは先ほど先生申されましたように、特定の支出または損失に備えるために見越しの費用または損失として貸借対照表の負債の部に計上することができるものであります。したがって先ほど大蔵省のほうからも御説明がありましたように、負債である引き当て金とは別個のものでございます。その意味におきましては利益留保性

のものであるということもいえるかと思ひます。しかしながらこういう利益が出たのだ、それを引き当てる金に充てるのだということが特定引当金というところで明示されることになるわけでありまして、この引き当てる金というものがそういう性格のものであるということを知った上で貸借対照表を見ますと、その辺の關係が間違ひなく看取できるようにしておるわけでございます。それから貸借対照表あるいは損益計算書というものは取締役会が一応つくりましますけれども、決算の株主總會に提出するわけでございます。株主總會で引き当てる金に計上することが適當でない、あるいはこれを利益配当のほうへ回せというようなことでありますれば、そちらへ回すこともできるわけでありまして、そもそも引き当てる金を計上するかどうかというのが任意になっておるわけでございます。まして、引き当てる金を計上しなければならぬという性質のものではないわけでありまして、

それから先ほど、創立何周年記念事業というやうな例を出されたわけでございますが、われわれが考へておられますのは、この「特定ノ支出又ハ損失」というのは、近い將來においてそういう支出または損失が生ずることが相當の確率性を持つておるといふことが必要になるわけでございます。まして、たとえば十年ぐらゐ先の記念式典の費用をいまから計上しておくというやうなことは適當でない。しかしながら、もうあと二、三年に迫つておるといふ場合にそれに相當な費用として毎年幾らかずつ計上しておくということは、この引き当てる金として運用ができるというふうに考へておるわけでございます。その辺に多少はつきりしない部分があるのではないかと仰せられればそのとおりでございますけれども、商法の立場といたしましては、その辺は規定の趣旨から考へて合理的な限度でこの引き当てる金の計上を認めていこう、こういう立場をとつておるわけでございます。

○青柳委員　なかなかまかな説明をしていただいたわけですが、これがいわゆる今度改正されようとしている商法三十二条の「公正ナル会

計履行」といふものになつていくかどうかということが問題だと思ふのです。もう相當の長い間、企業會計原則といふものが續いてきたわけでありまして、それが今度修正されるということであり、論議をかもしているわけでありまして、修正されたものがまた長く續いていけばそれが公正なものだといふことになるわけでしょうけれども、私は、企業會計原則ではないまでもなかつたものが、つまり負債性引当金といふのは當然のこととして、合理的なものとして企業會計原則の中に定着してきたわけでありまして、三十七年になつて商法の改正のほうを先にやつて、そしてこれを企業會計原則のほうへ押しつけていく、それでこれも公正なものだといふことにしようという計画ではなかつたかと思ふのですが、最近石油危機などが叫ばれてきておりました、これも予見できるものであるといふことであれば、まあ石油危機引当金というやうなものを設けても不合理ではないといふ氣もいたしますけれども、何か企業の利潤を確保するためにやる、しかもそれがはたしてどの程度の確率性を持った事柄についてそれを予見して用意しておくといふのかどうか、ちよつと疑問な場合だつてあるんじゃないか。だから特定引当金の中でも、公正な會計履行の中に入れてもいいやうなものとするやうなものと、とが得るんじゃないかと思ふのですが、そのけじめといふやうなものがあるかどうか。たとえば共産黨の言つてゐるやうな民主連合政府ができ、そして安保条約が廢棄されるというやうなことになるやうな、アメリカのほうでそれに対して報復措置をとる、日本の經濟に対して大きな影響を及ぼすやうなことがあるかもしれない。それを予見して、それに備へるための民主連合政府特定引当金といふやうなものをつくつたら、それは一体いいだらうかどうだらうかという、そういう問題もあるやうかと思ふのです。これは少し脱線しますが、その特定引当金でも公平な會計履行になるかどうか、標準的なものが何かないでしょうか。

○小幡説明員　お答え申し上げます。ただいま特定引当金の問題でございますが、特定引当金は二百八十七条ノ二の文言にございまして「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為」といふことが書いてあるわけでございます。したがうして、特定引当金という商法の規定があるからといって、どのような利益留保的なものであれ、それが商法二百八十七条ノ二によつて合法的に認められるといふやうなものではないのではないかと、この点につきましては商法の解釈の問題でございます。法務省御当局のほうの所管の問題であらうかと思ひますが、ただいま民事局長からのお答えがございましたやうに、特定引当金といふものについての何でもいふことではないんだといふやうな趣旨のお話もちよつとあつたやうに私、伺つたわけでございますが、私どもの立場といたしましては、公認會計士が實際に商法の監査をしていく、同時にまた証取法の監査をしていくという場合に、どういふものが商法二百八十七条ノ二にいう特定引当金であるのか、どういふものは商法二百八十七条ノ二にいう引当金に當たらぬのかといふやうなことにつきまして、所管の当局のほうから何らかの指針のやうなものが示されますと、公認會計士の監査をする立場におきまして非常に役に立つといふことになるやうかと思ひます。また私もいたしまして、特定引当金は一定の表示、先ほど先生おっしゃいましたやうに、未処分損益といふところで計算をするんだ、それから貸借対照表では特定引当金という部を設けてそこにはつきりと書かせるんだといふことで、明確に区分をさせるというふうにいたしてはおるわけでございますが、それにいいというやうなものであつてはやはり問題があるのではないかと、こんなことを考へますので、先ほど民事局長のお話にもありましたし、また先生のお話の点でございますが、その一つの合理的な範囲と申しますか、そういうやうなことにつき

まして所管の当局のほうで何らかの指針が示されれば非常に有益な指針ということで公認會計士の監査も進んでいくのではないかと、かように思ふわけでございます。

○青柳委員　いま、所管の官庁のほうで指針をというお話がありました。それはたとえば法務省のほうでそういうことについて指針を出して、公認會計士さんが監査をする場合の参考という基準になるというやうなことに聞かされたので、はたしてどこで適當な指針を、どのやうな形で出すことになるのか。これがないと公認會計士さんがもうさつそくその監査をする場合に、これはいかぬ、これはいいというやうなことがきめられなくて困るのじゃないかと思ふのです。これを大蔵省のほうで出すのか、法務省で出すのか、それは私はわかりませんけれども、とにかくそれは商法の改正とともに出される可能性があるのかないのか、それを詰めておきたいと思ひます。

○川島(一)政府委員　ただいま大蔵省からも御説明がありまして、合理的な經營者であればこの程度のリザーブといふものをしておくのだらうといふことを予想しての引き当てる金の規定でございます。したがうして、企業により、そのときの社會情勢により、合理的な範囲といふものは必ずしも画一的なものではないという面がございますので、これを一般的な基準で示すということになりますと、なかなかむづかしいわけでございます。ただ、抽象的にもう少し内容を詰めるというやうなことは考へられるかと思ひますけれども、これは法律の解釋の問題でありますから、終局的には裁判所が判斷される問題でもありますし、かといつて實際の会社の監査の場合に、どういふ基準に従つたらいいかといふやうな点で問題が出てくる場合がないとも限りません。そういう意味では、私どももいたしましては大蔵省などもよく御相談をいたしまして、なるべく明確にするやうな努力をいたしたいと思ひますけれども

も、商法改正と同時に一定の基準をつくってどうこうするといふようなことはなかなかむずかしいのではない。いろいろ考へてみたいとは思いますが、それでも、そういうむずかしい問題があるといふことを御理解いただきたいと存じます。

○青柳委員 たいへん苦心した御答弁ですが、とにかく特定といふことは、やはり特定なんですから、特定の支出、特定の損失、これは特定をしなければいけないわけですね。だから、損失として見越されるということが相当程度合理性のあるものでなければ、企業ですから、もうかるときもあるし、損するときもあるのはあたりまえの話なんですけれども、それは特定じゃなくて一般的に損失といふことになりまして、やはりよほど厳格に、予想される特定の損失——特定の支出などといふのは、先ほど私が例に出した何十周年記念が来るといふのはもうあと三年とか二年とかといふことでは足りていないとおもいますけれども、損失などといふものは、きょうもうかつてもしたは損するといふことがある。だからもう一般的なものなんです。その中に特定されるような損失といふものがあるのかないのか。天災地変みたいなものでたいへんな損をするといふようなものなどはとても特定なんかできるものじゃありません。三十年後にそういう災害が来るのか、一世紀後に来るのかもわからないような損害なんか、特定とはとてもいえない。ですから、これはよほど研究して明確な基準を与えていただきたいと思ひます。

時間の関係もありますから次の質問に移りますが、企業会計原則の修正は年度の商法改正にあつたといへん議論をされ続けてまいりました。そのために今度参議院で附帯決議までつけられたようでございます。参議院の附帯決議の第三項を見ますと、「企業会計原則は、企業の財政状態及び経営成績について真実公正な財務諸表を作成公示するための基準であるから、修正については、その目的に反することのないよう配慮すること。」

これは先ほど申しましたように、七十一国会の衆議院の審議の中でも相当追及された問題でございまして、このすでになされた修正案は、商法が改正され、実施される段階で案といふものがなくなつて、そのものずばりになるのだといふお話でございまして。それで問題があるのじゃないか。たとえば継続性の原則について正当な理由といふものをなくして、ただみだりにだけで間に合

わせようとするのはおかしいのじゃないかといふ議論もありましたし、そのほかいろいろあつたと思ひます。そこで、参議院でもそれからまた今度の衆議院での審議の中で、政府ではいよいよ商法が改正されて実施される段階には再検討される、そしていまある案は変更されるのではないかと、見直しをわれわれは持ったわけなんです。ただ見直しをいいたし、再検討をいいたしといふ抽象的なお話だけで終わつてしまつて、どういふか、またその手続はどういふことについてはまだ詰まつておりません。何か白紙委任をしたままでその説明を受け取つて商法を改正してしまつて、この説明が受け取つては、ちよつと無責任じゃないかといふ気がいたしますので、いま再修正する部分といふようなものがどんなものであるか、明確にしたいだきたいと思ひます。

○小幡説明員 お答え申し上げます。企業会計原則の修正案につきましては、本委員会にかりまして以来、衆議院並びに参議院、また衆議院におきましていろいろ御審議をいただいております。先生から先ほど御指摘をいただきましたように、衆議院におきましても修正案につきましても参議院におきましても修正案につきましても附帯決議をいただいております。私どももいたしましては、この企業会計原則は企業会計審議会におきまして慎重審議の上に決定されるというものでございまして、商法改正法案が成立いたしました暁におきましては企業

会計審議会を開きまして、いままでいろいろ御議論をいただきました点も審議会の委員に披露いたしまして、見直しをいたした上で決定をいたしたいといふふうに考へておる次第でございまして。

○青柳委員 この企業会計原則の修正については、財界からのいろいろな要求があつて、そして大部分はそれが取り入れられてあるといふようなことがいわれております。ずいぶんあけすけなことと言われたといふような文獻もありますけれども、そういうことは十分世間の批判にたえるように再検討されなければならぬと思ひます。どの部分がどういふことはいま言えないといふようなお話で、結局はいままでの議論を参考に、そして正すべきは正すといふようなお話でございしますので、それ以上押し問答をしても具体的なものは出てこないと思ひます。

そこで、私は次の点についてお尋ねをするのであります。七十一国会の衆議院の附帯決議の五項には「監査法人は、その社員が職務書類の作成などの職務業務を行なうに規則すること。」「その監査業務を行なうに規則すること。」「監査法人は、その社員及び使用人が「職務代理、職務書類の作成及び職務相談を行なうに規則すること。」「本法の監査業務を行なうに規則すること。」「大體同趣旨でございます。ただ、文章上違ふ点、衆議院のほうは「その社員」とあるのに対して参議院のほうは「その社員」及び使用人といふ文字が入つてゐるようであります。確かに監査法人でその使用人といふのは、単に事務をやる人の意味ではなくて、使用人たる公認会計士さん、つまり公認会計士として独自に監査をする資格を持つておられる方が、監査法人の社員ではなくて従業員という形になつて活動しておられる面があるようなんです。だからこの社員及び公認会計士たる使用人が職務に關して関与してゐる会社は、もう本法の監査業務は行なわれない、行なうことができないといふように明確にすることが求められてゐるんだと思ひます。この決議は。

そこで、私は、これはどういふ形で法令上明確化されるのか、また公認会計士協会のほうでは、アメリカやその他ではもう税務と監査とは何ら矛盾をしないといふ形で、そういう制限なんかないんだ、日本ではそれを配慮してか何か知らないけれども、社員の半数以上が税務相談にタッチしてゐるときはいいかぬといふことなんぞ、その程度にしておいてくれ、こういう希望があるようでありまして、この衆参両院の附帯決議の趣旨は、半分以上はおろか一人も関与してはいけないんだという厳格なもののように私は理解するのですが、その点明確にすることができずか、どうですか。しかも、その法令上のやり方についても、ぜひこの場で明らかにしたいだきたいと思ひます。

○小幡説明員 お答え申し上げます。衆議院並びに参議院におきまして示されました附帯決議に書かれてゐる内容につきましては、私どもはそのとおりに実行してまいらうといふふうに考へております。

なお、先生のいま御指摘になりました参議院の附帯決議の内容でございますが、参議院におきまして附帯決議の内容といたしましては、「監査法人は、その社員が「云々云々」といふことになつてお

りまして、その社員及び使用人といふことになつてお

りまして、その社員及び使用人といふことになつてお

されてたくさんで上がっているようでありますけれども、その中に社員と社員でない人がいるというところは、どうも私どもから見ると全く驚きなんです。堂々と対等の資格を持っておられる方々が一方は社員で、そして一方は単なる使用人だというふうな関係になるということは、私弁護士ですけれども、弁護士事務所にも相当の数の人はおりますが、使用人たる弁護士などというものは一人もおりません。もちろん、いそ弁などということばがありまして、いそろう弁護士なんていいますが、これは給料はもらってはおりますけれども、これはそうだからといって使用人というふうな形ではない。

そこで、もう一ぺん念を押しますけれども、証取のほうの関係で半分以上というのがあります。それは改正されるわけですか。

○小幡説明員 お答え申し上げます。

従来は証券取引法に基づきます監査証明省令というのがございまして、その監査証明省令の二条に詳しく利害関係のことが書いてございまして、今後は証取法監査と商法監査というものが同時に行なわれる。通常の場合には、おそらく同一の公認会計士または同一の監査法人の方が同じ会社につきまして監査をされるということになるかと思ひます。

ところで、商法監査の特例法におきましては、特に利害関係に関する規定というものはないわけにございまして、これは商法監査と証取監査を通じてどこに利害関係を規定したらいいかというところになります。公認会計士法でそれを規制をしたらいではないかというふうなことから、今回関連法案の中に公認会計士法の改正法案が織り込まれております。公認会計士法改正法案の中に、利害関係につきましてはその公認会計士法の政令に織り込むというふうな規定になっておるわけにございまして、従来、証取法の監査につきましては、監査法人の中に税理士業務を行ないまして継続的に報酬を受けているような人が二分の一以上

あるような監査法人につきましては、これは利害関係があるということである。その会社の監査をできないというところになっておったわけにございまして。この点につきましては、先生お話しございましたように、諸外国の実情等から見ますと、われわれとしてはその程度でいいのではないかと、われわれに当初考えておったわけにございまして、衆議院並びに参議院におきましていろいろの御審議及びその附帯決議におきまして示されました御意見がございまして、私たちといたしましては、監査法人につきましては、私たちがいたしましては、監査法人業務によりまして継続的報酬を受けているという人がいますれば、その監査法人につきましてはその当該会社についての監査はできない、こういうふうな政令に盛り込みたいというふうに思っているわけにございまして。

○青柳委員 もうだいぶ時間が迫りましたから、最後に税理士さんのことについてお尋ねをいたしたいと思ひます。

商法の一部改正、この問題が起りましたから非常な関心を持たれたのは、何と申しまして公認会計士さんと税理士さんであったということは事実でございまして。税理士会ではしばしば会合を持ちまして、これに対して全面的に反対の意思表示をされました。私も途中からそういう集会には招待されて参りごあいさつしたわけにございましてけれども、これは単に野党の私どもだけが招待されたのではなくて、非常に多くの与党の衆参両院の議員さんが出席をされ激励をされているわけにございまして。御本人が出席しないで秘書の方が代理でお出になつておられた方もたくさんあります。また、法務委員長をやつていらつしやる方も参加しております。そういうふうな非常に広範な議員がこの税理士さんの大会に臨んで激励をしておられたわけにございまして。だから税理士さんのほうにしてみれば、こんな法律がよもや上程され通過するということはないかと思うのです。また私も昨年突如としてこれ

が閣議決定になって上程されたということである。そして、あれよあれよといううちに修正されて衆議院は通過し、参議院へ行って、参議院では継続になった。そしてまた再びこちらに戻つてきているわけにございまして、与野党を通じて非常な論議の対象になった。そしてむしろ反対が野党によって行なわれて、結局は自民党の多数で通過されるというふうな法案になつてしまつたわけにございまして。なつてしまつたというよりは、そういう性格のものではないかという気がするのです。ですから私は、これは単に税理士さんだけの問題ではなくて、税理士さんたちがいろいろと相談の相手になつていて中小企業の方々の問題であるかと思ひます。ですから、日本の経済が少数の大企業の企業活動によって発展をしているという中に、むしろ隠れた形でその下働きをさせられているような中小企業というものが非常に広範なものであるとして存在している、それで生計を営んでいる業者及び労働者というものが非常に絞りの下の力持ちのような形で日本の経済をささえていると思ひます。そういう人たちがこういう商法の改正に反対の意を示している。もちろん非常に技術的な法律なものですから、説明を聞かないと自分たちの生活にどんなかわり合いを持つものかというところはよくわかつていない面はまだまだあると思ひます。しかし、そういう人たちの相談相手になつておられる税理士さんたちがござつて反対をする。もともと、途中から妥協的な人たちが出てきたし、また、あくまでも反対をしなければいかにぬのだという初志を貫いておられる人もあつて、必ずしも一様ではございませんけれども、かなり妥協した方々であつても、本来からいうならば、こんなものはつづけてもらいたくない、しかしどうしても通るなら少しでもましなほうがいいというところであつて、本心は反対をしておられるのだと思ひます。これは非常に大事なところだと思ひます。私は、税理士さんが反対している面の一つとして、職域を締め出されるの

じゃないかという点は、先ほどの附帯決議を完全に行つてもらう点である程度変わるとは思ひますけれども、しかし、税理士制度というものとそれから公認会計士制度というものの間の矛盾といひます。公認会計士さんが税理士として登録する資格を持つておられ、しかも現実は税理士業務を行なうことによつてその活動の大部分を占めようとするものについてはごくわずしかやつておられないというのが実情のようであります。したがつて、税理士としての資格をお持ちになつて公認会計士さんの活動というものが、税理士会の中で何か特権的な位置を占める。弁護士も通知して税務ができるという制度がありますので、別に税理士会に登録するという人はそんなにたくさんはないと思ひますけれども、公認会計士さんは二重な加入をやつて、そして税理士業務がおもであるという実情でございまして、私は、この商法の改正が通つたことによつて、公認会計士さんのほうが何か普通の税理士さんよりも上位のものであるというふうなことに誤解されないようにする必要があると思ひます。

それに関連いたしまして私が質問をしたいのは、税理士さんの社会的地位が非常に重要であるにもかかわらず、何か大蔵省の従属物のような、下働きをさせられるというふうなものに理解されるような法制になつていて、だから、むしろ税理士さんたちは、長い間税理士制度の改正とその自主性、独立性を要求して運動しておられるようでありまして。こういうことについて議員立法でもいいから出してこれという強い要望もあつて、簡単に議員立法というところにならない面は、与野党がなかなか複雑でございましてからあり得ると思ひますけれども、大蔵省として税理士さんを中立的な立場でやる、それは当然だと思ひます。依頼者であるから何でも納税者の利益を一方的に不当に守るというふうなものではなくて、むしろ中立的、公正に法律を正しく守るということとは当然でありますけれども、そうだから大蔵省の監督のも

則修正案のことに、も觸れておられますので、必要な見直しを経た上で確定したい、かように考えております。

○正森委員　そうすると、現在ある企業会計原則の修正案というものがございすね、現に、それをさらに見直すという趣旨ですか。

○田中説明員　大体従来、継続性の原則とか特定引当金を中心に議論があったわけでございます。しかし、そのほかの点についても、これだけいろいろ審議がございましたので、一わたり見渡すと

いうことはやはりしなければならぬと考えております。

○正森委員 そうするといまのお答えを聞いておりますと、継続性の原則と特定引当金の問題はいろいろ議論もあつたけれども、そのほかの点についても見直す必要があるという御答弁であると、反対解釈として、継続性の原則と特定引当金に関することは、もうこれだけ議論があつたのだから見直す必要はないというように理解できるわけですが、その解釈してよろしいか。

○田中説明員 そういう意味ではございませんで、はたして継続性の原則、特定引当金の部分を書き直されるかどうかは再び審議会の議を経なければわかりませんが、少なくともたゞいままでの審議において、いろいろな経団連のパンフレットとかその他誤解を招くようなこともございましたので、そのような理解は特になくということを確認すると、その他にもかくにも確定に至るまで再び審議をお願いするという意味でございまして、必ずしもおっしゃるような反対解釈を申したつもりではございません。

○小平委員 長 ちよつと、大臣はいですか。

○正森委員 いいことはございせんけれども、それはもちろん当然法務委員会の審議としては、私の質問中全部大臣は出席すべきであります。しかし他の委員会に行かれるということでやんごとなき事情でありますから行かれる場合はやむを得ませんと言っているだけでございまして。

そこでいまの御答弁を伺つておきますと、継続性の原則や特定引当金について経団連などいろいろな言われている。かの有名な番場さんやら居林さんのことをおっしゃっているんだらうと思うのですけれども、だからそういう了解がないということについて、企業会計審議会で議論するというふうな受け取れるのです。意地が悪い、さうお思いにならないでほしいと思うのですが、さうすると現在出ている企業会計原則の修正案には手をつけませんが、その解釈などをめぐつて経団連がいろいろ言うておるが、それはかつてな解釈であ

るということだけを明らかにする、企業会計原則の修正案については、これは継続性の原則や特定引当金については、注を含めてそのままである。どうもさう聞かざるわけですね、私がすなおに聞く。さういふことですか。

○田中説明員 審議におきまして、特に継続性の原則ないし特定引当金に關しまして、公認会計士の側からやはり一つの指針のようなものがあるという気持もあると思ひますし、特定引当金につきましても、これは商法の問題そのものでございまして、その点についても何が合理的な特定引当金であるかということも法務省におかれましては一つの指針を与えていただきたいというやうな面の議論も出るかと思ひます。そして最終的に字句が変わるかどうかはわかりませんが、その字句で十分明瞭でないところを固めるといふやうなことも含めての一応の見直しという意味も考えている次第でございまして。

○正森委員 私はこれからの質問の中でいろいろ明らかにしたいと思ひますが、いまの答弁だと、字句が変わり得ることもあり得る。字句が変わらない場合でも、それについていろいろ解釈のある場合に、それをもう少し固めるという作業をしたというやうにいわれます。しかし、商法三十二條の「商業帳簿ノ作成ニ關スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という文言は、企業会計原則がどう変わるかに大きくかかっております。つまり、それが中身でありまして、その中身が字句が変わるかもしれない、解釈が固まっていらないからそれを企業会計審議会でいろいろ議論をするということになれば、本国会に中身の固まらないものを法案として提出してある。結局白地立法を強要するのと同じであるというやうにいふなければなりません。ですから、さういふものであるならば、企業会計審議会でもつと固めてから国会に提出するのが当然ではありませんか。さうでなければ、われわれは何を對象として審議を進めたいかわからない、さうなりまして、したがって、もう一度企業会計審議会を開い

て、問題のある人物がおるならば、その人物に明らかにさせ、字句を直す点があれば直して、そして、さういふものであります。さういふことで、商法三十二條との関係で出するが当然じゃないですか。さうでなければ審議できないでしょう。一生懸命修正案で審議したら、これは変わったものが公正な会計慣行だといつて入ってくるわけでしょう。それでは、事実上国会の審議権を無視するものじゃありませんか。

○田中説明員 私の答弁に足りない点があつたと存じますが、やはり私は字句について変わる可能性があるかどうかという点は、非常に詰めたものでございまして、さだかにどうと申し上げられませんが、要するにそれだけでは十分と思われぬものは、行政的に補足して万全を期したいという意味でございまして。

○正森委員 行政的に補足というやうなことを言われましたが、それでは行政的な補足とは何ぞやというところになつてくるわけですが、それはもう少しほかの議論を煮詰めてから、あらためて最後に問題にしたいと思ひます。

そこで私は、大蔵省の所管になると思ひます。お聞きしたいのですが、法人税法の二十二條の四項というのがあります。ここには「第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。」というように定めてあります。これは私が承知しておるところでは、昭和四十二年ですか、四十年に法人税法の全般的な見直しがありまして、その後四十二年に改正されたと思ひますが、この改正された経緯及び企業会計原則との関係、商法の今度の条文とほとんど同じ文言の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」ということがありまして、その二点について伺いたいと思ひます。

○伊藤田説明員 第一点でございまして、改正は、私の記憶でもたしか昭和四十二年と記憶しております。そのときには、この制度と申しますか、この二十二條四項を新たに加えました趣旨

と申しますのは、一つの法人税法解釈上の基準というふうな基本的な考え方と申しますか、方向を示したものと考へております。ただ、法人税法上は「別段の定めがあるものを除き」ということとございまして、事実上は課税所得の計算は相当なまかいところまで法律、政令、省令をもつて定められております。したがって、特に「別段の定め」のない点につきましては、さういふやうな基本的な考え方をもつて解釈を行なつていくという趣旨で、その方向をあらわした改正と考へております。

それから第二点で、企業会計原則との関係はどうだという御質問につきましては、この法人税法二十二條四項についておきます。「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」と申しますのは、いわば客観的に公正妥当なものとして一般に認められるいは法的機能にまで高められたやうな会計処理の基準、さういふものを頭に置いております。したがって、いままで直ちに企業会計原則をさすものではないといふやうに考へておりましたが、実際問題といたしましては、別段の定めのあるところを除きまして、企業会計原則の解釈にゆだねる部分は比較的少ないものと申します。企業会計の一般に公正妥当な基準と申しますか、さういふ抽象的なものでございまして、もちろん具体性は持つておりますが、さういふものにゆだねる部分は少なく、実際上の問題としては企業会計原則に一致する部分がきわめて多い、このやうに考へております。

○正森委員 さっきの、ちよつと言ひ間違えたやうな感じがあつたところは、いまのあとのほうの説明が正しいのです。

○伊藤田説明員 さうです。先ほど企業会計原則にゆだねると申しましたのは間違ひでござい

○正森委員 さういたしましたすと、結局のところは法人税法二十二條にいう「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」というのも、そして商法三十二條で申しております「商業帳簿ノ作成ニ關

スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」というのも、これはほぼ同意である、それは企業会計原則だけではないけれども、企業会計原則及びそれについて一般的に客観的に公正妥当と認められるような会計基準ありとせばそれに従うという、同様の解釈にならざるを得ない、こう思いますが、それでよろしいか。

○伊藤田説明員 商法のほうの解釈の件につきましては、私のほうはきわめて同じようなものではないかと考えておりますが、これは担当でございますのでよろしく願います。

○川島(一)政府委員 結果的には大体仰せのようなことになりかと思ひます。商法は商法の立場で公正かどうかということ判断することになるわけでございまして、商法の立場というものは、つまり商法が、商業帳簿を作成させる目的、これは主として会社の場合でありますと株主とか債権者とか、そういうものが会社の実情を十分に知ることができるようという配慮があるわけでございまして、そういう点から見れば公正だと認められるという意味でございまして、税法と目的が若干違う点はあるかと思ひますが、内容的にはほぼ一致する点が多い、このように考えます。

○正森委員 内容的にはほぼ一致するあるいは一致するという御見解がありました。そこで私は、なぜ法人税法の二十二条四項というものができたかという経緯を少し伺いたいと思うのですが、これは商法の解釈と非常に関係がある。私の承知しておりますところでは、たしか昭和四十一年の十二月に「税制簡素化についての第一次答申」というのが税制調査会から出ております。さらにそれを受けて昭和四十二年の二月に「税制簡素化の具体的措置について」というのが税簡七の一で出ておりますが、これらを受けて法人税法二十二条四項が挿入されたということではありませんか。

○伊藤田説明員 お答えいたします。簡素化に関する審議会をたしか二度やりまして、その後にもう一ぺんやっておるかちよと記憶にございませぬけれども、その二度目の答申に基いて改正が行なわれたものと記憶しております。

○正森委員 直接のお答えではありませんが、そうすると「税制簡素化の具体的措置について」というのを受けて法人税法二十二条四項が挿入されたというように伺ってもいいわけですね。

○伊藤田説明員 ただいまその二度目の答申が手元にございせんものですから、確認いたして正確なお答えを申し上げます。

○正森委員 けれども、いまの答申はたぶんそうだろうということでしょう。

○伊藤田説明員 たぶんそうだろうということでございます。

○正森委員 質問する方向でもそのくらいのことと調べておるんですから、だから大蔵省の担当役人として、しかも大蔵省にきくのは法人税法の二十二条四項について聞くということとを言っておるのですから、そのくらいのことと調べておかないといかんです。そうでなければ私の言うところのことが正しいかどうかかわからぬわけでしょう。それじゃ次の議論になかなか発展しないじゃないですか。

それじゃ、おそろくそうであろうというお墨つきをいただいて、次に進みますけれども、これを見ますと、つまり法人税法二十二条四項というのは税制簡素化の一環となされたということとは明らかですね。「税制簡素化の具体的措置について」という、そういうものに基いてつくられておるわけですから、そこで、税簡七——というの(2)のところを見ますと、こう書いてある。「課税所得の計算の弾力化」商法・企業の会計慣行等の開示の縮小」それが大きなねらいである、こういうように書いておるわけですね。そして前の昭和四十一年十二月の第一次答申を見ますと「課税所得は、納税者たる企業が継続して適用する健全な会計慣行によって計算する旨の基本規定を設けるとともに、三々と、こうあります。ですからまさにそういう趣旨で法人税法の二十二条四項が

設けられた、こういうぐあいに解釈せざるを得ないと思うのです。つまりこの規定は商法と企業の会計慣行、つまり企業会計原則というようにその差を縮めていく、そして企業は継続して適用する健全な会計慣行をなるべく尊重するという趣旨だと思ふのです。そういうぐあいに解釈してよろしいか。

○伊藤田説明員 簡素化の問題につきましては税制の問題はもちろんのことで、実際の執行の問題も含めまして税務全体としての簡素化というものを念頭に置いて当然のことながら議論が行なわれているものと考えます。したがって、その趣旨を含めて考えますと、企業会計との開差を縮める——必ずしも企業会計に右へならえをするということではございせん。別段の定めを必要とするところにおきましては租税政策上必要な規定を設けておりますが、その他の点につきましては一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って措置することが税務の執行上、また税制の考案方としてもそこに簡素化の意味があり、あるいは省力化の意味があり、あるいはさらに税務の執行というものを正しくやる上には一番必要だという意味から、そういうところにつきましては弾力化ということばがそこに使ってあるものと、必要な限り弾力化を考へるということが考えられているものと、このように考えております。

○正森委員 いま社会では、大企業の便乗値上げによって利益をどういうぐあいに隠すか、もうけはあがっているのに実際の公表される利益は少ない、税務署に対する税金もなるべくかからないようにするのじやないかという世論が非常にわき起こっているわけですね。したがって、私たちがこれらの点を考えるを得ないわけですが、これも、いま大蔵省からそういうような答弁があれども、私はそれこそそのまじうのみにするわけにはいかないと思うのです。たとえば税経通信の四十二年の七月の臨時増刊号「改正税法を企業はどう見るか」という中で、大蔵省税制一課の課長補佐久保田一信氏という人がおりますね。

この人がその税経通信四十二年七月の臨時増刊号で言っておるのを読みますと、法人税法の二十二条四項についてこう言っております。「一般に公正妥当と認めるといふのは、一体だれが認めるのかという点でございませぬけれども……これは第一次的には会社の経理担当の方、あるいはその背後にございませぬ会社の経理規程といったようなものになると思ひます。その次に……税務の側ではないだろうかと思ひます。」こう言っておる。そうすると、あなたは法人税法の二十二条四項をつくり、そしてそれは商法三十二条とはほぼ同一内容だと言うが、それをだれが一般に公正妥当と認めるかといへば、第一次的には会社の経理担当の方、あるいはその背後にございませぬ会社の経理規程、ことを言っておる。そうすればこれは結局企業に公正な会計慣行とか公正妥当というところで、事実上企業の自主的経理の尊重という名前のもとにそれを法によって認めるということにはかならないことになるのではありませんか。

○伊藤田説明員 先にちよと申し上げておきますが、久保田一信と申します者はおりましたけれども、ただいまはすでに退職しております。それから、ただいまの税経通信の記事というものを読み上げられまして、それにつきましての考え方でございますが、非常に正直な話を申し上げておるのですが、こういうふうな抽象的な書き方を二十二条四項にされて会社の経理担当者一体何にのつていいのかわからない、おそろく座談会でございませぬからお話があつたのではないかと考えます。その場合に実際に上段の定めが相当ございまして、通達にゆだねる部分は現在でも非常に少ないのでございませぬけれども、その場合におそろく久保田君は、それにつきまして第一次的にはまず皆さんが判断をして一番正しい申告だと思ふやり方で税務の申告についてはやってください、そういうことを申した趣旨だと考えておりまして、決して第一次的なものが最終的なもので

もないし、そういう判断でやってほしいという趣旨のことを申したものと考えております。

○正森委員 どうもそういう答弁のようですが、しかしその他の資料をいろいろ考えてみますと、どうもあなたのおっしゃる答弁は樂觀的に過ぎるんじゃないかというように思わざるを得ない点があります。

そこで伺いますが、この法人税法二十二条四項を要する前に、たしか「税法と企業会計との調整意見」というものが出たと思いますが、それを御存じですか。

○伊藤田説明員 出たことは存じております。読んでいただいても構いませんが、ただいま完全に覚えていないとは申し上げかねます。

○正森委員 それでは他の係官もおられるようです。それから横で調べていただくとして、そのほか、昭和四十年一月二十一日に経団連経理懇談会から「税法整備に関する意見」というのが出ましたし、それに前後してやはり「税務改善に関する意見について」というのが出ておりますが、それは御存じですか。

○伊藤田説明員 記憶しておりませんが、たぶんあるんじゃないかと思っております。

○正森委員 専門の方が記憶しておりますと言われますから、しかたがないから資料を示してこちらのほうから申しますが、「税法と企業会計との調整意見」というのはお読みになった、こう言われました。また文献を読んでもみると、これが法人税法の二十二条四項を要する上でやはり一定の影響があったということも事実であろうと思えます。そこで、これについて有名な居林次雄氏、企業会計審議会の幹事で、経団連の理財部におられる方ですが、その人がどういうようにいうているかというところは、法人税法の二十二条の四項をどう解釈するか、少なくとも経団連はどう見ておられたかということを知る上で非常に重要であり、そしてその解釈が昭和四十二年以来、現在着々と進行してあるということを一方の面から論証づけることになる、こう思うのです。あなた方が、読ん

だことはあるけれども、詳しくは知らないとか、あるいは存在は知っておるが記憶がないとか言われますから、非常に失礼ですが、出典をあげて私がこれから申し上げたいと思えます。

まず第一に「企業会計」という雑誌があります。その一九六六年の十一月号に「税法と企業会計との調整意見に寄せて」というのを居林氏が書いておられます。それを見ると、こういうことをいうておるんですね。「企業会計審議会が税法と商法・企業会計原則との調整について、意見を取り纏めるべく検討を開始して以来、短期日のうちに成果を得たことは喜ばしいことである。かねてよりわれわれは、税法が企業会計に口ばしを入れすぎるために企業の経理が複雑化し、適正な処理を妨げていること等の種々の障害のある点を指摘して、早急に税法の改正を行なうように要望していた。先に経団連より「税法整備に関する意見」、「税務改善に関する意見」を政府に提出して、税法が企業会計を乱すことのないように要望していたが、これがかんまり取り入れられていないことを、極めて遺憾に思っている。これが全般的な評価であります。つまり経団連の意見が「かんまり取り入れられていないことを、極めて遺憾に思っている。」という評価をしておる。そしてさらに進んでこういっている。「本意見書は極めて高く評価されてしかるべきであると思う。その理由の第一は、税法と商法・企業会計原則との間で板ばさみになっている企業の苦悩をよく捉えて、その調整に腐心していることである。」「今回の意見書では税法の改むべき点と「企業会計原則」の方で改むべき点とを並列して両者の調整を可能な方法で行なうとして、中略「意見書がタイムリーに出された。」「税制調査会が九月中旬に税制の簡素化の中間答申を行ない、それにより現在、簡素化の立法作業が進められている折でもあり、簡素化の具体案につき、理論的裏づけをするために何らかの拠り処を必要としているのであるが、企業会計審議会の調整意見がまさにこの役割を果たす面が多い。理論のみを追求して議論していると教年

間の月日が経過してしまい、やっとな議論が出たころにはどこからも顧みられない状態になることも多いのであるが、簡素化の税制調査会の答申を横目でにらみながらは良きタイムリーに纏め上げたのは、審議委員長の人柄に負うところが大きい。」「と、かの有名な審議委員長さん、人柄がはなはだいいということ、居林氏と審議さんがお互いにはめ合っている、こういう内容になっております。

こういうものを読みますと——ほかにまだ読んでいきたいと思いますが、結局経団連は「税法整備に関する意見」や「税務改善に関する意見」でいろいろ要望した、それが税法と企業会計との調整意見に非常に取り入れられてうれいというこ

とになっており、そしてそれらを参考にして法人税法の二十二条四項にあいう一般規定が入れられておる、こういうことになるんですね。そしてそれは結局税法と商法、企業会計原則の調整を行なったものである、つまり一体化を行なおうとしておるものである、こういう評価なんですね。あなた方は、こういうように評価されたというところについて、結局そういうことではないのかどうか。具体的には内容は同じであるということ、言われたけれども、そうすると経団連が言っているようなことになりすけれども、そこからはいろいろの問題点が起こってまいります。商法の今の改正はそういう方向に一大大きく歩み寄るものであります。商法がおくられておったわけだから、それが商法の三十二条で、今度は、先ほどから再々読みましたように「規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」ということで入ってくるわけですから、結局、税法と企業会計原則と商法の一体化がこれで行なわれるということになります。そう解釈してよろしいわけですね。

○川島(一)政府委員 私、税法のこととは知りませんが、商法の立場は先ほど申し上げたとおりでございます。要するに「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」ということでございまして、商法的な公正の立場というものは、これは本来、規定がない場合においてもそうであったと思えますけれども、今回の改正は、ただそのことを一そう明確にしたというふうに御理解いただきたいと思えます。それから商法三十二条の二項の規定は「斟酌スベシ」となっております。これは公正な会計慣行をその法律の中身として取り入れるということではなくして、それを実際の運用にあたってしんよくせよということでございます。法律の中身として取り入れるという意味ではないわけでございます。

○伊藤田説明員 お答えいたします。居林さんがその際、いろいろの本の上でいっていらっしやる件につきましては、一部については私も同意する点もございまして、一部については同意いたしかねる点もございまして、二十二条四項を入れたこと自体につきましては、これは経団連がそれをいって言っているのと悪いと言っているとかそういう問題でなく、企業会計審議会の税法と企業会計との調整に関する意見書ももちろん参考にしていただき、あるいは税制調査会における審議等も十分参考にしていただき、またわれわれも勉強をし、一番いいと思う道を選んだものと考えております。

○正森委員 私は、まず川島局長が「斟酌スベシ」ということであるから内容としたものではないというように言われましたが、それはそうではないと思うんですね。法律のようにそのままだ、この条文はこの条文と同じであるというようにしておられませんけれども、私が昨年六月五日に川島局長及び田邊参事官に伺ったところでも、「斟酌スベシ」というのは一般に公正妥当な会計慣行というのは企業会計原則で尽きるわけではない、会計学というものは日進月歩するのだから、企業会計原則にあることも新しい会計原理によって進歩していく、そうすればその進歩した、一般的に公正妥当と認められるものは入ってくるという意味で「斟酌スベシ」といういうているんだ、こういう見解ですね。ですから企業会計原則、今度変わ

ますけれども、それを全く別に横に置いておくんだというふうな解釈ではないのです。企業会計原則を含み、しかも日進月歩する公正妥当と思われる会計慣行をどんどんしなくして、こういう意味なんですから、やはり内容なんです、企業会計原則は内容であって、しかもそれは流動的な、前進か後退か知らないけれども、企業によってつくられていくものである、こういうことでしょうか。そうすると、内容では全くありませんというふうな答弁は、これは正確ではない。内容でないなら、一体公正妥当な会計慣行というのは何なんだ、何にもないのか、こういうことにならざるを得ません。そうではないに、固定的ではないが一定の内容のものがある、その大きな部分は企業会計原則であるというところは当然じゃありませんか。また大蔵省はいま答弁の中で、税法と企業会計との調整意見についても参考にするし、あるいは経団連の意見も参考にするし、正しいと思うものもあるけれども、それが全部ではないという意味のことを言われました。しかし、いみじくも言われまして、税法と企業会計との調整意見というのは大蔵省所管の企業会計審議会が出したものです。そしてそれを大いに参考にしてくつたものが、その審議会の幹事や経団連の人々から、調整意見というのはいくつかあるもの、これはわれわれの意見をいれておんだという評価があるとするれば、だれが何と言おうと、客観的に経団連はそういうふうに評価しておるということにほかならないじゃないですか。私はそう思うのです。

そこで次に進みますと、さらに居林氏がどういうことをいっておるか。先ほど引用しました「企業会計」の一九六六年十一月号に「今回の税法と企業会計との調整意見の内容に立ち入ってみると、根本は企業経理の自主性を尊重することとし、税法はこの自主的な企業会計の上に、そのまますべて課税することとすべきである」といって切っている点に注目しなければならぬ。「こういう切っているのです。これが居林氏の見解であります。

ります。そして「今回の意見書において、このような税法の干渉を退けて、「このような」というのは、その前に「俗にいわれる如く税法は商法の死神的存在となっている」ということは受けるわけですから、いいですか、税法は死神的存在といわれておるのです。「今回の意見書において、このような税法の干渉を退けて、つまり死神的存在とならぬようにして、「企業の自主的経理を基本として税法がこれを原則的に鵜呑みにする」という根本理念を打ち出したことは画期的なこと、誠に喜ばしい。企業の自主的経理を認めるというからには、税法として余計な規定や取扱通達を定めていく点につき早急に改めることとし、企業会計慣行に委ねて貰わねばならない。これはどうです。実にずうずうしい。こういうことを堂々というております。

そしてそのほかにいろいろなことをいうておるけれども、こういう背景があつて法人税法の二十二条四項ができており、それと実質上内容が同じものとして商法三十二条が改正されようとしておる。ここに大きな問題点がある。それは現在の企業の利益隠し、こういう会計操作が行なわれようとしておるときに、国民の租税回避行為を許さなという見地から見ても断じて黙過することのできない論点だと私は思う。大蔵省はどう思いますか。いいですか「税法はこの自主的な企業会計の上に、そのまますべて課税することとすべきである」といって切っている点に注目しなければならぬ。「この意見書が大幅に採用されたといっているのです。

○伊藤田説明員 そのまますべて課税するとい切っているところに注目しなければならぬと居林さんはいっておられるようですが、その点につきましまして、先ほど私がこの席で答弁させていただきまして、別に、別段の定めのある場合を除きというふうなことにしておりますので、事実が違つていないのかと考へております。

○正森委員 あなたは別段の定めがあるときというふうなことをおっしゃいましたが、その別段の定めなんというものはどんなやめると、こういっているんじゃないですか。そうして……。あ、お答えになるなら答えてください。

○伊藤田説明員 どうも中断して申しわけございませんでした。

それは居林さんがいつておられるので、私としては個人の意見に対してこの段階でこれ以上のあれを申し上げたくないと考へておりますが、私としては全面的に賛成ということではございません。

○正森委員 それでは居林さんが少し出過ぎましたから、今度は大蔵省の役人がどういうことをいつておられるかというのを聞いていきたいと思ひます。

あなたの方のところに元主税局長をしておられた塩崎潤という方はおられますか。それからまた国税庁の審理課の課長であつた大塚俊二という人はおられますか。

○伊藤田説明員 かつておられました。

○正森委員 現在の役職は……。

○伊藤田説明員 塩崎潤先生は現在、衆議院議員をなさつておられます。それからもう一人の大塚俊二さんにつきましては、正確なところを確かめまして御返答申し上げたいと考へております。

○正森委員 その塩崎潤、現在衆議院議員、何党であるか私は覚えていませんが、元主税局長が「企業会計」の一九六七年の十一月号「税制簡素化の意味」という論文を書いておられます。これを見ると、当時の大蔵省、特に主税局という税金を集める立場の人の一番の責任者の考へ方が非常によくわかる。「税制簡素化の意味と狙い」という項でこういうことをいつておる。

「第一の背景と原因は、つまり、税制調査会の簡素化の第一次答申ですね。それが出た背景についていつておられるわけです。「第一の背景と原因は、わが国税制ないし税務行政に特徴的な強い画一主義の傾向である。」「こういうことをいまして「進歩的な近代税制は、経済社会の発展に際して、個々の納税者が自分に適合する合理的な会計処理の方法を選択した時にこれを幅広く認容するのがその特徴である。」「中略して……。」「第二の背景と原因は、租税法主義の過剰な適用である。」「中略」「この租税法主義の意味するところは、税法以前の社会的事実である所得や企業利益、あるいは財産の定義や計算原理をこまかく規定するところにあるのではなく、課税標準が何か、税率はどの程度かという租税プロパーのことを法律で規定することにある。」「こういうことをいまして、結局、よその国ではそれはほとんどし定本のことはいつておらないのだということ、企業の自主的経理をもう少し認めなきゃならぬという意味のことをずっといつておられるわけですから。長くなるから省略いたしますが、そして「税制簡素化の一つの基本的方向」という部分で「この画一主義のできる限りの排除と相まって租税法主義の過剰な適用をやめると、法令に拘束されないで実情に即した会計処理の下で自主的に申告ができて、法令にとらわれた調査範囲も縮小して否認は少なくなる。」「むずかしい法令の字句せんさくの研究に費す時間は減少して、納税者も税務官吏も税理士も会計検査官吏ももう少し生産性の高い部面や健全なレクリエーションに時間を回すことができる。」「こういつております。

つまり、あなたの方の一番の責任者であつた塩崎主税局長は、まず第一に画一化をやめ、租税法主義という憲法のいつておる最も根本原則の過剰な適用をやめ、そして「法令に拘束されないで実情に即した会計処理の下で自主的に申告ができて、法令にとらわれた調査範囲も縮小して否認は少なくなる。」「こういうふうにやるべきである、これが基本方向であると、こういつておるんです。

居林さんのいうこととよく似ているじゃないですか。そっくりじゃないですか。失礼ながら答弁なさつた方は課長らしいが、おそらく大蔵省の職制では局長のほうがえらいんだと思うのです。そうするとその局長がこういつておる。私個人は意見が違ひますと言つて、それが局長の意見はどうなんです。当時の局長だ。

○伊藤田説明員 当時の塩崎局長が書かれた

ものの中にそのような、一つには画一的という取り扱いの問題がある、それから二番目は、そのすべてを法律で最後まで書いておいてしまおうという、租税法律主義を非常に強く解するところにある問題があると言っておられるのは、考え方としては確かにそのとおりだと考えておりますが、ただすべてはバランスの問題でございまして、税につきましても、執行の限界というものもございまして、適正な税務の運営と申しますのは、税制のあり方と同時に、それにバランスのとれた税の執行の力を伴わなければならない、このように考えておりますので、いかにしたらば正しく税務が運営できるか、そういう意味から、全く画一的なやりくし定木と申しますか、すべてはこれ一つでなければいけないというふうな考え方ですべてを律してまいりますと、たとえ収益をどういうふうな計算上するか、収益計上の時期の問題というのは会計学上も、また税務上もなかなか問題の多いところでございますが、これにつきましても、いわゆる到着主義、あるいは発送したときに計算する、あるいは検収ベースで事を考えていくというふうな、いろいろの方法がございまして、確かに、厳密に申しますれば、それは何日かずれる場合がございまして、そのいずれの日をとるかによって、しかしそれが継続性を前提とする限り、そこに課税上の弊害なし、そこまで税法で詳しく書いていく必要はないのじゃないかというところは、われわれとしてもそのとおりだと考えておまして、たとえば、そのような点につきましても、画一的な問題にも問題があると言われる点につきましても、あるいは租税法律主義を非常に厳密に最後まで書いていくというところにも問題がある、社会的事実としてそれをとらえなければいけないというふうな御所論についても、もちろん全体の税務の運営に弊害があつてはなりませんが、弊害のない限り、一つの所論かと考えております。

○正森委員 さすが大蔵省一体の原則か何か知りませんが局長を非常に弁護をされましたが、しか

しそれは局長のある部分の弁護であつて、局長の論文自体の「法令に拘束されないで実情に即した会計処理の下で自主的に申告ができて、法文にとられた調査範囲も縮小して否認は少なくなる。」というところを言われたはんとする趣旨、つまり、居林さんがいみじくも喝破されているような、企業の会計原則の上に税法がそのまま乗っついていはいという方向、そういうような方向といふのは、これは両者の間におそろしいほどの符合一致があるというようにいひなればならないし、あなたの局長をかばう実に忠義な答弁を聞いても、私はその疑念を払拭することができない。

しかもこれは大蔵省の一局長の考えだけではない、勇将のもとに弱卒なしというわけで、ここに大塚俊二という国税庁審理課の課長がいる。これはもちろん外局でありますから、直接主税局長の下ではありせんけれども、この人が一九六七年八月号、税務私報というのがある。ここで簡素化通達という座談会に出ておられるが、ここに出ておられる方が、やはり番場嘉一郎とか、居林次雄というおなじみの方々。このおなじみの方々と、内輪同士の気楽さか何か知らないけれども、談論風発しておられるのを読んでみると、やはり同じようなことを言っておられる。たとえば番場さんが、「法人税法第二十一条に加えた「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算」という条文を受けての通達は別に不十分ではない」ということですか。こういう質問をしたのに対して、大塚国税庁審理課長は、「第二十一条第四項に規定する「公正妥当な会計処理の基準」とは何であるかというところを、これはどうも私どもの能力ではきめられそうもありません。ただ、そういう通達はしないにしても、さきほど申し上げましたように、会計方法を一つに限るといふようなことではなしに、妥当なものであれば広く認めていくという方法、それぞれ個別の取扱事項をきめるところでそういう趣旨の表現にしていこうというところになりましようし、云々。そして、「もう一つは事前確認制度といひますか、納税者と

税務当局の間で、経理方法を確認しあつて、それを継続していく限りは税務署の所得計算もそれによつていくという事前確認制度といふものを大いに今後活用していくという方向は考えられていいと思うのです。」こう言つて、やはり妥当なものであれば広く認めていく、そして具体的には企業と相談をして事前確認制度でできるだけそういうものを認めていくといふことを言つておられるのです。この事前確認制度といふのは、本法案の改正で行なわれる公認会計士の事前監査の問題とからんで、税務処理上も重要な問題になると思うのですが、それはあとで言ひます。

座談会をもう少し読んでいきますと、こう言つておられるですね。大塚「資本的支出か、修繕費かの区分の問題も、むしろ先ほど触れました事前確認制度にのせて、会社のはうが一定の判断基準を設けて、それを税務当局と会社の間で、確認をしてやつていくというふうな方法がだんだんできてくれば、そういう面の否認のケースは少なくなっていくのではないかと思います。」居林「その事前確認制度といふのは今度の通達にお触れになりますか。大塚「具体的にどこでそういうものを入れるかどうかはまだ検討していませんが、私自身身国税局におりました当時、一応そういうことで、会社側がある基準をつくつて、それで修繕費と資本的支出を区分するという申出があり、原則としてつけようと言つた事例はございます。」居林「そうしますと、ここが大事ですよ。『今度第二十一条なんかが入つたから、公正妥当な会計慣行だ』といふことで、そういうことを、通達があるとなかろうと実際にやつてもかまわんわけですね。大塚「問題は会社の基準が妥当かどうかといふことでしようね。実際の執行の面でも、大きい会社になりますと一々修繕費の中味を洗つて、これは資本的支出か、どうかを判断していくのはとてもたいへんです。ですから、会社のはうで公正妥当な基準をつくつていただいて、それを事前に了解しあつて処理していくことになれば、非常に進歩だと思ひます。税務行政としても。」

う言つておる。どうです、居林さんは「第二十一条なんかが入つたから、公正妥当な会計慣行だ」といふことで、そういうことを、通達があるとなかろうと実際にやつてもかまわんわけですね。」こういうことをぬけぬけと言つて、そして勇将のもとに弱卒なしで、審理課の課長ともあろうものが、とんでもない、おれのところの通達を尊重してもらわねばいかにというふうなことは一言も言わないで、事前に相談し合つて、了解し合つてやつていくことになるでしようねといふことで、居林さんのこのことは事実上肯定しているじゃありませんか。つまり下は課長から、上は局長まで、全部経団連の私が読み上げた一連の要望あるいは意見書といふものにそっくり沿つた発言をし、行政をしているのではありませんか。そしてそれが今度税法と商法と企業会計原則といふこととで一体になる、これが商法三十二条の一番問題点ではないかと思ひますが、あなたの役所の方のこの発言について、いやいやそうではないという弁護がありましたら、委員長のお許しを得て答弁してください。

○伊藤田説明員 税法の問題についてお答え申し上げます。ただいま読まれたものを伺つておりますと、居林さんの所見に対して答へられておられる大塚さんのお答えとしては、公正妥当な会計慣行であればといふことを言つておられまして、何が何でも企業の判断でやつたものをそのまま認めるという趣旨では全くなく、かりに通達に書いてなくとも、それが公正妥当な会計慣行と申しますか、会計基準と申しますか、会計処理基準と申しますか、そういうものであればという趣旨でお話になつておられるものと考えております。

○正森委員 そういふように弁護なさいますが、私が読み上げたところでも、「会社のはうで公正妥当な基準をつくつていただいて、それを事前に了解しあつて処理していくことになれば、非常に進歩だと思ひます。どう言つておられるのです。だから、公正妥当なものは会社がつくつてく

ださい、ただ、それは事前にちょっとお見せいただければ事前確認ということで私どもも都合がよろしいと思います、こういっておるにすぎないのではありません。経団連はよい不干渉をするな、よいいな通達で企業の自主的経理を乱すな、こういうことをいっているんです。だからこういうような一連の流れを見ると、法人税法の二十二条四項というのは、そういう意図のもとに改正され、それと事実上、いみじくも川島さんが言われたように、内容的にはほぼ変わらないというのが商法三十二条の中に入ってくる、こういうことになっていくと私は思うのです。

そこで、そういうようにになるといたしますと、現在の社会情勢のもとでどこに問題が起こるのだろうかというのを私は少し申し上げたいと思うのです。いままでもあなたの方の答弁のことばの中にも出ておりましたし、また私が手元に持つております「税制簡素化についての第一次答申」でも必ず留保がついているのです。「課税所得は、納税者たる企業が継続して適用する健全な会計慣行によって計算する旨の基本規定を設けるとともに、」こういふことで、それならば尊重するということになつてゐるんですね。あなたの答弁でも継続してというようにことばがどこかの段階で、田中さんだったかもしれませんが、入つてゐると思ふのです。ところが今度の商法の改正ではどうなります。商法にはもともと厳密な意味での継続性の原則はございましてしたけれども、企業会計原則では継続性の原則があった。ところが他の同僚議員がたびたび質問いたしましたように、今度の改正の中では継続性の原則が非常にゆるめられて、「正当な理由」がなくても「みだりに」でなければいい、こういうことになつたのは周知のとおりであります。そうすると、継続して適用されたいことを条件として、まあまあ企業がきめたことはこうして通すというふうになつていたのが、継続して適用されるということについて大きく歯どめをとめてしまふということになれば、これは非常な問題であり、いろいろ減価償却の方法

にしる何にしろ変えていって、ある場合には利益を出し、出さないということが行なわれることになると思ふのです。これは私が昨年の六月五日にも簡単に指摘しましたし、他の議員も言われたと思うのですが、それについて現下の情勢から見ると、こういう企業会計原則の修正というものがプラスになるのかならないのかということをお答弁願ひたいと思ひます。

○田中説明員 その点は、商法との関係で「正当な理由」というものが適法か違法かの問題に発展する、そういう関係もあつてそのことばは落ちた。しかし、私どもの従来から考へてゐる継続性の原則の適用に関する態度はいささかも後退しないつもりだといふ点は何度も申し上げてゐるところでございますが、この点につきまして、たとえば従来の評価によつては適正な評価ができない場合とか、あるいはかなり相当期間ある方針を継続してやつてゐたとか、あるいはこれからは新しい基準によつて相当期間継続するとか、あるいは一つ一つについては理由、理屈はあるけれども、全体として見るときには、利益の平準化等、財務諸表に著しい影響を与えることを目的とすることが明らかであるというふうな場合は、やはり好ましくないというふうなことをいつておられる会計学者もおありまして、そういう意見も相繼に値します。で、これからそういう点を踏まえまして、現実に公認会計士協会等において公認会計士に対してそういった指導基準を出すかどうかということが検討されていくのではないかと、いうようなことが期待されると考へます。

○正森委員 いま現在法案を審議してゐるのに、期待されるというふうなことで困るんですね。期待されるなら期待されて、できたものをこの法務委員会に出していただいて、そして私たちがこれなけつこうだと思はれるかどうかというふうにしていただかなければ、期待だけはされておつても、現在はないわけですから。「正当な理由」といふのが省略されましたが、それならば、原則としてこれを變更してはならないというふうな文言でも入れられなかつたのです。か。

○田中説明員 この点に關しましては、当時私おりましたで、その辺の経緯がどうであつたかさだかでございますが、私が聞きまして限りでは、やはり三十二条の「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」の内容にこれはなつていくという意味で、「正当な理由」といふことは誤解を防ぐために取られたといふことを承知しております。したがいまして、原則として云々で切つたかどうかということ、ちよつと私その間の事情をつまびらかにいたしません。

○正森委員 それではその間の事情を番場嘉一郎氏に語つてもらひたいと思ひます。これはたびたび出てきた「企業会計原則修正案の解説」という経団連パンフレット、ナンバー一〇五の中の記事で、なぜこういうことになつたかといふことを番場嘉一郎氏が語つておる。どういふふうにいふておるかといふと、こう書いてあります。継続性の原則を「變更をしても、どういふわけでも變更したかといふことを調べるようなことを、商法としてはするわけではない。變更があれば、これをいちいち當局が、この變更は困る、だから取り消せ、というふうなことを商法としてはいふわけではないのであります。会計原則および注解では、こういう線を出したつもりであります。」「こういふ「みだりに」といふ文字が残つておるがこれはなぜかといふことに少しお触れになつて「みだりに」といふことばのかわりにほかのことばを当てはめまして、どうもうまくない。この点はどうもうまく直せないから、このまま置くというところになりました。また「みだりに變更するなといふえは、何となくわかるではないか。やたらに毎期毎期継続性の變更をすることは、商法としても許せない。だから、みだりにというぐらゐのことはあつても差しつかえない」といふような商法学者の発言があつたりして、この点が残つたわけですから、「みだりに」のかわりに「原則としてこれを變更してはならない」とする案もありましたが、こ

これはかえつて厳しくなるという心配もありまして、結局「みだりに變更しない」というように記述することになりました。「番場嘉一郎氏はこう述べてゐる。これは企業会計審議会の一員でもありますし、有力者なんです。つまり、「正当な理由」といふのを削つたといふことは、變更してもどういふわけでも變更したんだ、企業はこれがぐあいが悪いから、當局が取り消せといふようなことをいえないようにしたんだ、原則としてこれを變更してはならない」とするとかえつてきびしくなつちやう、だからわけのわからない「みだりに」といふことばで、こゝし變更、來年變更、去年もまた變更したといふようなことでなければならぬんだといふことになつたんだ、こういふことではない。

これは現下の情勢から見ても非常に問題があるといふことを、あなたの方はお認めになつてゐるでしょう。どうですか。

○田中説明員 もし番場委員のそこをいつておられるようなことが、個人の意見にとどまらず、ほかの委員も何となくそういう雰囲気であつたといふことであれば、先ほども申し上げましたように、次に招集いたしますときにはその点も十分注意を申し上げたいと思ひます。そして継続性の原則に關しましては、やはり先ほどの会計学者の見なども踏まえまして、私どもも期待されることと先ほど申しましたが、ある程度指導もしていきたい。ただ、現在は非常に、たとえば大企業の利益隠しとかあるいは隠れみのとかいふような観点からいわれておりますが、経済には好景気のときも不況のときもございまして、不況の際に株式会社は大中小を問わずやはり商法に従ひ、今度の企業会計原則というものを十分しんしゃくされるわけでございますから、その点に關する配慮もございまして、さつき申し上げました会計学者の意見なども踏まえ、かつ、ただいま申し上げたような点も踏まえまして、十分な指導をやはりや

はありませんか。私はそう思わざるを得ない。あなたの意見をもう一度率直に伺いたい。

○田中説明員 「正当な理由」云々が削られしたのは、商法との関連においての法律論によるものと聞いております。私どももいたしましては、公認会計士の判断として、従来、妥当ないし適切と判断していたものはそのとおりで、その判断の方法が後退するといふようなことは絶対にあつてはならないので、正当な理由の有無にかかわらず、従来同様ないしそれ以上に厳格な一つの指導原理といふものを出したいという希望を持っておりまして、第一次的には、先ほど読みました公認会計士協会長からの通達というものが出ております。そしてやがて国税庁から通達が出されますれば、私どもとしても公認会計士協会長を通じて、どのような通達を出すか、その点十分相談にあずかりつつ善処していきたいと考えております。

○正森委員 正面からの答えがない。で、そういう行政指導を取り消しになる御意思もなく、逆に強化されるような御意向と承りましたが、そのことは間接的に現在の商法の改正というものがいかに社会情勢に合致しないかということを通じて認められたものであり、審議官としてはこれが精一ぱいの答弁で、それ以上の答弁をやれば大蔵省におかれなくなるかもしれないということになるのだらうと思ひますから、政治家としてはこれ以上追及することはしませんが、しかし二度までお答え願ったけれども、あなたの答弁を聞いておりますと、今度の商法の改正というものは、大蔵省のこういう行政指導から見ても明らかに反するし、時代に逆行するものである、そういうように私は思わざるを得ないんです。

そこで、時間の関係で次の論点に移らしていただきますが、民事局長に伺いたいと思うのですが、商法の二百八十七条ノ二には特定引当金がありますが、元来、特定引当金というものは、商法にあるものであって、本来企業会計原則にはないものではなかったのですか。

○川島(一)政府委員 商法には三十七年の改正で

加えられたという経過になっておりますが、企業会計原則がどうなっておりますか、私、承知しておりますのでお答えいたしかねます。

○正森委員 それは負債性引当金というのをごさいますよ。しかし、今度の商法の改正は、学者や公認会計士さんたちがしばしば言うておるようには、一番の問題点というものは、商法には継続性の原則というものはちやんとしたものはない、企業会計原則にはちやんとある、これをどう調整するか。商法二百八十七条ノ二には、特定引当金といううな、株主総会が認めればどうでもなるようなものがある。ところが企業会計原則の立場からいえば、負債性引当金、それは限度がありますが、それは別として、商法のいうようなこれは学説で狭義の解釈と広義の解釈があるようですが、広義の解釈というものが通っておりますから、広義の解釈における商法の特定引当金というものは企業会計原則から認められない、その矛盾をどういうぐあい調整するかということ、非常にもめたんでしょうが、だからそんなことを民事局長ともある方が御存じないはずはないですよ。

○川島(一)政府委員 現行の企業原則で参りますと、ただ引き当て金というものがあつたわけでございますが、特定引当金といううな区別は特にならないうわけでございます。

○正森委員 ないのでしょ、企業会計原則には。

○川島(一)政府委員 ですから現在の企業会計原則で参りますと、この引き当て金の中に、特定引当金とおそらくそれ以外の負債性引当金といううなものもあわせて規定されておつたということになるのではないかと思います。

○正森委員 そんな解釈でいいんですか、大蔵省。これは珍説じゃないですか。

○田中説明員 従来の原則におきましては、「引当金について」というところに、「引当金には評価勘定に属するものと負債的性質をもつものとの区別があるが、後者については、流動負債に属するものと固定負債に属するものとを区別する必要があ

る」ということが書いてございまして、特定引当金をそのまま直接引用した文言はございせん。

○正森委員 そうですね。そこで今度の修正企業会計原則では、「注14」と「注18」というところでは「引き当て」と「負債性引当金以外の引当金について」というのと「負債性引当金について」というように区別して記載されて、そして負債性引当金以外の引き当て金については、別のところに「未処分損益計算の区分に記載する」というようになつたと思うのです。そこで川島局長、どうもそういうことなのでしょう、あなたの答弁と合うてたのか違つたのか知りませんが、しかしあなたの答弁では少なくとも不正確だと思つたのです。ですから、そういうことで次に進みます。

そこで、他の議員も質問しましたし、私は六月にやりましたので、もう一々この条文は読み上げませんけれども、今度の修正企業会計原則によると、負債性引当金もいろいろ例示されて、言うたら非常に幅広く認められるということになつたのではないのでしょうか。

○田中説明員 負債性引当金につきましては、今回は従来よりも定義をはっきりいたしました。将来において特定の費用たる支出が確実に起ると予想され、当該支出の原因となる事実が当期においてすでに存在しており、当該支出の金額を合理的に見積もることができるときは、その年度の収益の負担に属する金額を負債性引当金として計上し、特定の引当金と区別しなければならぬ」というふうに限定いたしました例証をここに掲げてあるわけでございます。したがって、これははば、と申しますか、負債そのものであるというものがほとんどこれに該当しているわけでございます。

○正森委員 あなたはそういうふうにおっしゃいますけれども、ここでもまた番場さんや居林さんの御所見を承りますと、あなたのそういう御所見のようには、少なくとも経団連は理解していません。そして特に「負債性引当金以外の引当金について」というところなどは非常に広く解釈し

ようとしておるといふことが言えると思うのです。

そこで川島局長に伺いたいと思うのですが、「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によつて認められておるときは」という法令というのはどういふものを言うのですか。

○川島(一)政府委員 先ほど仰せになりました商法二百八十七条の二、この規定による「引当金」というのはまさにここに言う法令によつて認められておるものだと思います。

○正森委員 そうだとすると、今度の注14によつて商法の二百八十七条の二がそのままもろに入つてくるということになると思ひます。そうだとすると、こういう「負債性引当金以外の引当金」といふのは、いままではそれを引き当て金といふところ、負債の部だとかあるいは第四区分か何か知りませんが、公認会計士が当然これに対して限定意見を書くといふようになっていたと思うのですが、今度のよう企業会計原則が修正されるとすれば、当然公認会計士は限定意見を付さないということになると思ひますが、どうですか。

○田中説明員 法令の認める特定引当金であれば、いまのような特掲をすれば限定意見は付さないということになっております。

○正森委員 その中には現在の企業会計原則なら限定意見を付されるものも当然あるわけですね。

○田中説明員 おっしゃいますとおり現在では会計の観点から利益剰余金と考えるべきものがあるというところで、そういうものにつきましては限定意見を付しておりましたので、その意味においては、いま先生のおっしゃるとおりでございます。

○正森委員 そこでこれは私も引用しましたし、他の議員も引用されたことだと思ひますが、私は非常に大事な点だと思ひますので、番場氏の御所見をもう一度引用したいと思ひますが、こう言つておるのです。同じ経団連パナフレットの附帯で、三五ページの部分と三九ページを若干引用しますが、「バランスシートの貸方を、負債の部

と引当金の部と資本の部の三つに分けて、特定引当金は引当金の部に書くことも考えました。特定引当金は負債にもあらず、資本にもあらず、まあ第三国的な存在であるというふうな案を練っていたのですが、負債でもない、資本でもないという性質のものがあるというところは困る、という商法筋のご意見がありまして、最後に引当金の部を負担の部の中に属させることになりました。云々というように書いてありまして、長いですがから途中から読みますが「監査」という点からいいますと、本来のまともな意味の引当金、いま決算整理のときに費用をたてなくては過大な利益の計上になるので、費用をたてなければいけないのだというときに引当てて、この貸方は〇〇引当金とします。こういう引当金と価格変動準備金や海外市場開拓準備金のごときものの繰入額というものは、はっきり区別してもらうということではないと監査がやりにくくしてはうがないうわけです。これが監査意見で、常に限定がつくというところを避けるためには、損益計算書においても区分を異にする第四区分に特定引当金を書くことにし、またバランスシートにおいても、本来の引当金の残高と特定引当金の残高とは区別してはつきり書く、こういうことでなくて監査上とても困る。それがもしも実現できないとしたら、今度の修正案には全面的に反対するということで、今度は公認会計士の方からはつばがかけられたわけです。もう右すれば何とか、左すれば何とかということで進退ここにきまるといふような場面もありまして、この点だけは何とか渋谷さん、渋谷さんというのは御承知の方も多いと思いますが、経団連の経理懇談会の委員長であります。渋谷さん、居林さんにお願ひし、がまんしてくださいといった結果がこんなふうになつてきたわけです。そのかわり、まともな引当金というその引当金の解釈を」というのは負債性引当金のことだと思ひますが、「少し拡大解釈をしましょう」という、そういう話をとりつければ、負債性引当金というものを厳密に解釈すると、これだめ、あれだめということになるが、修正案では、これもいい、あれもいいというふうな、まともな引当金の概念というものを拡大することによって、そのところを吸収しようというところで目をうつっていたのだのです。そこで、まともな費用というよりも、損失的なものの引当金計上ということもなるべく認めるようにしようという了解があつたわけですね。具体的にどんなものをすくいあげるか、この点は各会社に公認会計士がタッチするわけです。公認会計士の方で具体的な問題をとり上げて、公認会計士協会において会社の方に都合のよいような線で結論が出るように検討をしてもらう。だから、具体的な引当金について、これはまともな引当金に入るかあるいは負債性以外の引当金か、この点の具体的な決定というものは、今後に残されているというふうな御了解いただいて結構です。こういうふうに言っております。

で、つづめて言いますと、まともな引き当て金についてこれを拡大解釈する。それ以外の引き当て金というものは今度に入れたということで、公認会計士が会社の方に御都合のよいような線で結論が出るように検討してもらうということになった、こう言っているのです。これは非常にゆゆしい問題ではないかというように思うのです。それでなくてさ、昔聞かれていたところでは、負債性引当金のほかに特定引当金という項目を設けて、しかもそれを負債の部に入れるということになれば、利益が多ければ多いほど負債のほうも多い、そういう現象もこれは商業帳簿上出てくるということになるんだといわれておるときに、こういうようなことをおっしゃるということになりますと、これは世間の誤解を招くだけではないに、商法の改正というものが現実にはどういう作用を果たすであろうかということについて、重大な疑念を持たざるを得ないと思うのです。それについてどういうふうに思われますか。これを、企業会計審議会を開いてただすべきはただすというふうな思われますか、その点を伺いたいと思ひます。

○田中説明員 おっしゃいますように、商法に二百八十七条の二の特定引当金というものが厳然としてございます。そこで、従来に比しまして、評価性引当金あるいは負債性引当金というものは非常にきまりとばりまして、負債性がきわめて強いものだけを負債性引当金とする。特定引当金は、あの条文におきまして、特定の支出、または損失に備うるためとありますので、どうしても広い概念だと思ひます。したがひまして、これは評価性引当金ないし負債性引当金以外のものというふうな考えられるわけでございます。ただ、今回商法に企業会計原則がいわばドッキングする過程におきまして、法令で認められているものはこれは適法なのであるから、認めざるを得ない。ただ、その場合に、当期損益勘定にかかわらぬもので、純損益を出したあとに、先ほど先生がおっしゃいましたように、第四区分として未処分損益計算というところにはつきり明示するというやり方をしたわけでございます。そうして、バランスシートのほうには、負債の部に特定引当金というのを設けるということになりました。さてそこで、公認会計士等は、今回この特定引当金を認めるかどうかということが、すぐに違法、適法の問題にかかわりますので、私も参議院並びにこちらの委員会におきまして、おそらく公認会計士は商法二百八十七条の二の解釈をいいますか、指導原理について法務省の御指示を仰ぎたいと思うのではないかとこのことを申し上げたのでございますが、特定引当金も、何でもかんでもいいというものはなくて、おのずから合理的な範囲にとどめられるべきは当然でございます。そこで、もし法務省におかれまして、そのようなことをしていたら、公認会計士は、その範囲のものは適法であると同時に、会計処理上も何ら限定意見を付する必要がない。それはだめだよというものであれば、商法では違法になりますし、会計処理の面ではこれは不適正ということになります、きわめてつきりするわけでございますが、その点に關しましては、私も公認会計士がどのような希望を持っ

て、どう対処するか、文書照会などで法務省にお伺いを出すのかどうか、はつきりいたしません。あるいはまた法務省におかれても、どのような御態度をお持ちかという点は、今後よく御相談したいと思ひつております。

○正藤委員 私は田中さんが御危惧なされるのは当然だし、そして法務省は厳然とした態度をとりませんと、税法上も非常な問題になる、こう思うのです。たとえば、たびたび出てきて申しわけありませんが、経団連パンフレットナンバー一〇五で、居林氏が一回一答を行なっております、疑問に答えるという形で。その中でどういふことを言っているか。「問」商法二百八十七条の二の引当金を広義に解して、引当金を手厚く計上しても新しい制度の下では公認会計士が限定意見を付することはないか。という問いに対して、「答」修正案では、商法二百八十七条の二の引当金を広義に解しても差支えないという立場を取っております。このために、注釋14で「負債性引当金以外の引当金」という表現をした。会社が負債性引当金以外の引当金よりも広い引当金を計上するとき、損益計算書では「未処分損益の部」に、貸借対照表では「引当金の部」に記載してあれば、公認会計士はこれにつき「負債性引当金に該当しないので利益が過剰に表示されている」というような限定意見なしに不適正意見を付する必要がある。これが今回の修正案の現実版と言われるゆえである。ただし、広義に解するからと言って、商法二百八十七の二に該当しないような違法なものも計上することは許されない。これはあたりまえの話です。前段の部分を読んでごらんない、こういうことを言っているのです。だから、これを見ると、特定引当金という意図が経団連ではどういふものであつたかということとはきわめて明らかですね。これに対して何らの歯どめがないということになれば、商法の改正というものは現下の経済情勢から見るととてもないことになると思ひます。

そこで私は川島さんに伺いたいと思うのです。

もともと商法と企業会計原則を、田中さんの表現によれば、ドッキングさせる場合に、継続性の原則が違ふ、どうするか、特定引当金が一方ではあり、一方ではない。それをどうするかというのが大きな問題だったので。そのいづれも企業会計原則が商法のほうに譲って、まあ、いわば非常によめるやかにしてしまつた。それに経國連がつけ込んでいくわけですね。そこで、そういうことを許さないために、法務省としては厳然たる態度をとる必要があるのではないか、現下の情勢から見ても商法二百八十七条の二というものをあつたまま置いておくということが問題だ、これは何らかの意味で削除するか、あるいは限定的に修正するか、そういうことによつて、むしろ商法が企業会計原則なり庶民感情に合うように近寄る必要がある、こういう情勢だと私は思うのです。そういう点についてどうお考えになりますか。

○川島(一)政府委員 先ほどからいろいろ御指摘があつたわけですが、商法と企業会計原則をドッキングさせる、それについて、企業会計原則の修正案が従来の監査基準をゆるめることになるのではないかと、こういう御疑問が中心になるわけですが、私の理解しておりますところを申し上げますと、私は実はそのようには考えておらないわけですが、先ほどの「正当な理由」ということがなくなつておきます。しかしながら、みだりに変更してはならないということは、これは依然として継続性の原則は認めておる。そして従来よりもそれをゆるめるという意図はないというふうに向つておりますし、私もゆるめるようなことがあつてはならないというふうに向つております。

また、特定引当金の問題でございますが、これも従来の会計慣行で引き当て金ということばをいろいろ広く使つておりました、その辺に非常に複雑した問題が出てきておるわけですが、本来商法が認めておりますのは、これは負債ではない引き当て金、しかも特定の支出または損失

に備へるということでございます、そこには合理的な範囲というものがあつてございまして、したがつて、その範囲というものは、今回商法の改正でその規定をいじつておりませんし、今回商法が改正されましてもその範囲が広がるといううなことはあり得ないこととありますし、またあつてはならないこととあるというふうに向つております。その点につきましても、法務省といたしましては、こういう点についても指導をするというのとは方法その他の関係でむづかしい面がございまして、法改正の趣旨というものは十分徹底したいと思ひますし、また大蔵省ともよく御相談申し上げまして遺憾のないように厳正な運営をはかつていきたい、このように考えております。

○正森委員 最後のことはだけ厳正ということ強く言われましたが、前段何つておると、ちつと厳正じゃない。私は法務委員ですが、法務省と大蔵省の答弁を聞いておつて、大蔵省のほうが大よほどよかったです。まだ問題がわかつておるところが法務省の民事局長のいまの答弁を聞いておると、一時間半余り費やして一生懸命やつたことが、一体何を聞いておられたのか、全然反省がないという、こんなことで商法を改正されたのじゃ國民はたまらぬ、企業は大喜びだというように思はざるを得ない。大蔵省は役所の立場からいふん遠慮はしておるけれども、問題はあつたのだ、企業会計原則はいふんゆるやかになつたのだ、これでいいかなと思つておるんだというのが、明示されたことばにあらわれるかどうかは別として、ひしひしとこちらに響いてくるものがある。ところが川島さんの場合には全然それがない。あなた、そのいまの答弁は法案を通すために一生懸命そういうことを言うておられるのか、腹の底からそんなことを思つておられるのか、そこをところを知りたい。そう思はざるを得ない。いいですら「みだりに」が入つていふから継続性の原則はゆるめられたいやうなことはないといつたつて、大蔵省が言外に認めておるやうに「正当な理由」といふのは消えちゃつて、番場さんと厚林さんが

こういふことをぬけぬけと云つておつて、新しく大蔵省が三月三日にこういふやうな行政指導をしなればならないというやうな状況において、みな心配しておるのですよ。それを「みだりに」があるからそんなものはちつとも変わらない、あなた去年の六月五日からちつとも進歩していないじゃないですか。このきびしい経済情勢の中で、いや企業会計審議会でもう少しそこが何とかならないかと、そういうことをしゃあしゃあとおっしゃるやうでは、私は、民事局長はわれわれが心配しているこの問題をほんとうに理解しておられるのかどうかを疑ひたいと思ふ。

また、私は、今回の改正によつて特定引当金のところをゆるめられるやうなことがないというやうなことを言つておるのじゃない、もともと企業会計原則には商法的な意味での特定引当金はなかつたのです。ところが、商法の特定引当金を改正しないので企業会計原則とドッキングさせようとするから、特定引当金という項目を企業会計原則の中に何とか入れなければならぬ。だから、負債性引当金以外の引当金」というやうなことで注解14で無理をしておるといふことを言うておるのであつて、それは商法二百八十七条ノ二が企業会計原則に御迷惑をかけているのに、あなたはしゃあしゃあと商法二百八十七条ノ二がこれによつて悪く変えられることはないなんでもつてはかです。たとへば悪いけれども、まあ言へば、商法二百八十七条ノ二というのは劣等生なんです。企業会計原則はもうちょっと質がよかつた。それを一緒にしなければいけませんからどこで手を打つかということを心配しているのに、あなたは、劣等生がこれ以上悪くなるというやうなことはないというやうなへたな答弁をしておられる。むしろ私は現在の二百八十七条ノ二にもつと厳格な歯どめをかけるやうなものを考えられるのが現在の社会情勢からいつて至当ではないか、こう聞いているのです。私はあとでこういう資料も出しますけれども、それは当然のことだと思ふのです。その点について、

て、川島民事局長、はなはだ専門家に失礼ですがけれども、現在の予算委員会の総括、一般などで聞かれた論議をほんとうに御承知の上でなかつたやういふ御答弁をしておられるのかどうか、それを伺いたい。

○川島(一)政府委員 現行法の引き当て金の規定がしばしば乱用されておる、そういうことは問題になつておるようではございまして。それといたしまして、商法の規定が不備ではないかという御指摘でございますが、そもそもこの引き当て金というものが非常に不明確なものであるというところは私も認めます。しかしながらこれは実際に合理的な経営を考えました場合に、何らか特定の支出とか費用として利益を留保せざるを得ない、こういう場合が出てくるわけでございます、そのために引き当て金というのを認めなければならぬという實際の必要のあることも事実であると思ひます。したがつて問題は、いかなる要件のもとにこれを認めるかということでございます、もつと歯どめが必要であるやうな御意見は、十分私も傾聴に値するものと思ひますが、少なくともそれが改正されない現段階におきましては、十分その解釈の面において、こういうものを負債の部に計上することを認めるというその法律の規定の趣旨からいいたしまして、厳密な制限のもとにこれを認めるやうな運用をしていく、そういう解釈をしていくということが必要であるやうと思つておられます。まあ私は、そういう厳格な解釈、運用のもとにおいてこの商法が運営されていくやうに十分な留意をいたしたい、こういうことを申し上げたわけでありまして。

○正森委員 私はその答弁に満足しませんけれども、さらに理論的な問題を相当無理に言うておりますので、少し實際のことを申し上げたいと思ふのです。

今度の石油危機の中で便乗値上げをやりました企業が、どれくらい利益を出して、それを隠すのにどんなに苦勞をしているのかというのについて各議員が言われたと思ふのです。私は最近の新

開等から申し上げたいと思うのですが、たとえば石油化学業界のトップメーカーである三菱油化というのがあります。これが決算をいたしましたが、それを見ますと売り上げあるいは収益が非常に伸びを示しまして、経常利益は二・一倍、また実際上は償却しないでもいいものを継続性の原則を変更してみたり、あるいはいろいろのものをやっけて変えておるので、実際の利益は前期の三倍だということがいわれているのです。新聞のその部分を読みますと、こう書いてあります。「決算案によると、同社の十二月期の売り上げは八百四十二億五千八百円で、前期に比べて三〇・三％増、経常利益は六十二億八千四百円で同二・一倍、税引き利益は三十四億二千四百万円、同五・二％増と大幅な増収増益となった。企業の本来の活動で生まれる営業収益は、前期より百九十五億八千四百円ふえたが、このうち約九十九億円は販売数量の増加、約九十七億円は価格の引き上げによるものという。また、ここからですが、営業外の費用として前期より減価償却費を九億二千九百万円、退職給付引当金を六億六千万円、試験研究費を六億五千七百円それぞれふやした。このうち減価償却費は、この六月にスクラップにする工場設備のもので、本来なら今年六月初に計上するのを繰り上げた。このほか、投資有価証券が前期より二十三億二千二百万円ふえている。このように、決算案の経常利益の数字に入っていないが実質利益とみなされるものが約三十億円のほくことは会社側も認めており、これを含めれば、実質上の利益が前期比三倍という好業績をあげたわけである。こういうようにしているのですね。

ですから、企業は一生懸命こういうようにやっても、のすくも上げていくのにまだスクラップにもなっていない工場を全部償却してしまうとかいうようなことで、いろいろな形で利益を小さくするということをやっております。これはもうみんなが知っていることです。

あるいは住友化学につきましても、売り上げ高

は千七百九十四億円で一四・五％増収ということである。いろいろ伸びておりますが、利益は前期に比べて少し伸びたという程度に終わったようですが、それがなぜかといえ、これは昨年の八月十二日に大分製造所で火災事故を起こして、倉庫や貯蔵製品が焼失し、三カ月の操業停止を行なったので九億九千万円の損失を計上した。だから少なくなっているのだ。「このほか、法定外の賞与引当金、販売引当金などを有税で確保したため、法人税引当額が前期の百五十億円から二百八十億円へと大幅増、増収率の割には増益率が低く抑えられる結果になった。こういうように書いてあるわけですね。つまり、操作によってどうでもできるということとをこれらの新聞の記事は示していると思うのです。

そこで問題は、今回の商法の改正というものが、こういうことをやりよくするようなものであるのか、あるいはやりにくくするようなものであるのか、そしてそういうことをやった場合に、いままで限定意見がついていたものは今回も限定意見がつくのか、もつとつのか、それとも、従前から限定意見がついていたものがつかないようになり、つまり適正であるというようにことでまかり通るようになっていくのかというところが問題なんです。ところが、私がいままで明らかにしてきたところによれば、今回の商法の改正というものは、公認会計士の監査を受けるということ、しかもその会計監査の基準というものは修正企業会計原則で変更されるわけでありまして、限定意見もつかないし、いろいろな利益隠しといえますか操作がやりやすくなるというように変えられるというところは、これは議論の余地がないと思うのです。これは現在の情勢から見て非常に重大なことであると思うのですけれども、それはどう思われますか。

○川島(一)政府委員 商法が、決算をする規定をいろいろ設けておりますが、その目的は何かと申しますと、会社の財産状態を明らかにして、一つはどれだけ利益があがったか、それによって利益

を投資者であるところの株主に配当するわけでありまして、その配当すべき金が多いくらいあるかということを示す、これが一つの大きな目的であります。それからもう一つは、会社の財産状況といふものを公開いたしまして、広く債権者その他の者に知らしめるという取引上の関係があるうと思ひます。そういう意味におきまして会社の経理を明らかにするわけでありまして、この引き当て金でございまして、これについて申し上げますと、引き当て金が、本来負債であるものを含んだようないわゆる負債性引当金、こういうものも引き当て金としてごっちゃになっておると、会社の経理がはっきり正確に示されないということになります。そこで、商法のいわゆる特定引当金、これは負債ではございせんので、むしろ利益の留保であるということをはっきり明示しておるわけでございますから、その意味では、利益隠しということには厳密な意味では当たらないと思ひます。ただ、それならば引き当て金を幾ら計上してもいいのかと申しますと、これは商法にありません。合理的な限度をもって計上しなければならぬというところになりますので、そのルールに従う限りにおいては、会社の経理といふものは一応正しく、商法の意図しております目的どおりに示されることになると思うわけでありまして、

それから、償却の問題にいたしまして、商法は「相当ノ償却」といっております。この相当なというものの意味も問題になるわけでありまして、これも、会計の公正な慣行に従ってやるという限度におきまして、これが会社の経理内容を正しく示すということになるかと思うわけでありまして、ただ、いろいろいまお示しになりましたその会社の例でございまして、私その会社の実情といふものを詳しく具体的に存じませんので、それが直ちに不当であるといつていいのかわかりませんけれども、そこは専門である監査役とか、今度商法が改正できますれば会計監査人が、それぞ

れの立場から公正な判断をしていただくということによって正しく経理が行なわれることになるん

ではなからうか、こういうふうな期待をいたしておる次第でございます。今度の商法改正によって悪くなるのではないかと御懸念でございますけれども、もっぱら問題になっております企業会計原則の修正というものが、これが正しい形で行なわれるということになりますれば、先ほど申し上げましたように、これによって会社の経理が正されることになるのであって、御心配のような経理が、かえっていろいろな不正な操作が行なわれることはないと、いふふうに信じておるし、またそれを希望しておる次第でございます。

○正森委員 信じ、希望しておることは非常につけようなことでありますが、旧日本軍も必勝を信じ、勝つことを期待しておりましたが、しかし結果はごらんのとおりですね。ですから私も、川島民事局長が信じ、期待しておることはけっこうですけれども、しかし現実にはこの商法の改正はそうならないんじゃないか。たとえば、私は大蔵省に伺いたいと思うのですが、ここに、かの有名な松下電器産業株式会社の有価証券報告書がありまして、その一五ページを見ますと、柳田栄次さんという方の監査報告書が載っておりますが、「監査の意見」のところを見ますとこう書いてあるんですね。「監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、価格変動準備金が税法の限度を超えているので、その全額六十六億九千七百円は利益剰余金とみ、それだけ当期未処分利益剰余金が少なく表示されていることになることを除き、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また財務諸表の表示方法は、法令の定めるところに準拠しているものと認められた。云々と、こう書いてあるんですね。そこで、こういう場合の、この「表示されていることにな

ることを除き」というのは、これは限定意見だと思ひますが、今度商法が変わり、企業会計原則が変更されますと、こういう点はどうなりますか。○田中説明員 その点が継続性の原則にかかわるものでございまして、それは、みだりにであれ

ば当然意見が付きまゝし、みだりでない場合でも、その理由なり影響額というものは一々書くという事になっております。それがたとえ特定引当金に関するものでありますれば、法令すなわち商法によって認められたものであれば、これは意見表明というか、限定意見はつかない。認められないものであればつきり限定意見がつくという事になると思ひます。

○正森委員 認められるものであれば限定意見はつかずなんというのはいまの話しやないですか。だけれども、私はその前に大蔵省の方にもこれを實際に見せて伺いましたけれども、これを讀んで、そういう場合には今度の商法改正になれば、限定意見はつかないことになるという趣旨のことをおっしゃいました。おそらくそうなるのでしよう。結局こういうように経済情勢が非常に庶民の憤激を買つておるときに、實際には限定意見を公認会計士がつけなくてもいいようにしようというように今度の商法改正ではなるわけですね。そしてそれが税法の上でも必ず反映するに違ひないということをやはり経団連は言っているんですね。

そこで、その問題に入る前に一つだけ伺っておきますが、あなた方はこの商法の改正案を提出される前に商法についての「民事局参事官室試案」というのを昭和四十三年九月三日につくられました。それは御記憶であろうと思ひますが、その中で、第八の「監査役の報告書の記載事項」というのがあります。それを見ますと、(5)のところ「商法第二百八十七条ノ二の引当金が設定されているときは、その設定が必要か否か」という項目が監査役の見査しなければならぬ項目の中に入っております。ところが、このたびの改正案を見ますと、こういうような明確な文言では入っていないやうであります。そこで、それが除外された理由は一体何なのか、除外されたとしたらこういう問題については一体どうなるのか、その二つについて伺ひたい。

○川島(一)政府委員 お示しの点でございます

が、参事局室の試案の第八の(5)の引当金の設定が必要か否か、これを報告書に記載するということが削除されておりますが、これは改正案におきましては、二百八十一条ノ三の二項に監査報告書の記載事項がございます。このうちの第三号「貸借対照表及損益計算書が法令及定款ニ従ヒ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示シタルモノナルトキハ其ノ旨」の中に含まれるということとで特に独立した項目を設けなかつたわけでございます。

○正森委員 委員長、すみませんが、いまちよつと羽田野議員と話をしているときに、耳にちよつと聞き残しまして、えらい申しわけありませんけれども、後半をもう一ぺんちよつと言つていただけませんか。まことに失礼します。

○小平委員 かいつまんでどうぞ。

○川島(一)政府委員 改正案、商法第二百八十一条ノ三、二項の第三号でございます。この中に含まれるということとで、特に引き当て金という名前には用いておりませんが、内容的にはこの中に含まれるということでございます。

○正森委員 商法第二百八十一条ノ三の第二項の三号だ、こういうことなのですが、しかし、こういうように「商法第二百八十七条ノ二の引当金が設定されているときは、その設定が必要か否か」というように書いてありますと、その必要性についても判断できるということが非常につきりするんですね、民事局参事官の案では、ところが、今度提案されたものによりますと、これは三号では「貸借対照表及損益計算書が法令及定款ニ従ヒ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示シタルモノナルトキハ其ノ旨」と、たしかこうですね。それだと、前の参事官試案の五号というのがなかなか必要性についてはつきりあらわれないやうに思ひますね。それは、わざわざ必要性まで判断したのではくあいが悪いというので削つたのじゃないですか。

○川島(一)政府委員 これは、最終的にはその後、商法部会で要綱を作成したときに、その要綱が現行法のような形に改められたわけでございます

して、おっしゃるやうな必要か否かということが實質的な判断を含むので、現在よりも少し判断の余地が広いのではないかと、そういう感じはしないことはございせんが、その法制審議会の審議の結果、そこにひとつまとめておけばいいのではないかと、このことになった経過につきましては、私、ちよつとまだ詳しく調べておりませんのでよくわかりませんが、大体それで足りるという考えで落としたのではなからうかと推測する次第でございます。

○正森委員 私がなぜそういう点を伺うかといいますと、この民事局参事官の、この必要性の有無についても判断するというのは非常に重要な点でありまして、それがわざわざ削られておるといふのは、これは経団連なんかも言っていることであるが、せつかく特定引当金ということとでフリップスになっておると、その必要性の有無についてまで意見を書かれたらかなわないというところとで、それはあまり露骨に出さないほうがよろしいということとでわざわざ削除されたということがいわれておるんですね。しかも前の民事局参事官の試案では、監査役は必要性の有無について監査できるけれども、公認会計士は、この五号というのにはわざわざ除かれておるんですね。だから諸論文では、公認会計士というの特定引当金の必要性の有無については解釈できないんだ、そこから除外しておるんだということがいわれておるんですね。そうだとしますと、そういう議論があったにもかかわらず、わざわざこういうのを落とされたというのはいまもこととして、公認会計士の権限を狭める。しかし狭めたとはつきり表現しないほうがいいとかね合ひがあつてそういう条文になったのではないかと。それなら公認会計士の実際上の権限というものはきつめて技術的なものに限定されるを得ないやうに思ひます。

○川島(一)政府委員 なるほど仰せのやうな経過をたどつておるやうでございますが、しかし、どういう理由でもってそういうやうな変更が行なわれたかということは、これは先ほど申し上げましたやうに、私、承知しておりません。ただ、現在の改正案の法令に適合しているかどうかというやうな形での審査を行なう場合に、引き当て金の必要性というものは含めてもいいと思ひますか、むしろ含めて考えるべき問題ではなからうかというふうに思ひます。商法が、特定の支出または損失に備えるといつております、これはきつめて合理的なものでなければならぬという見地から考えますと、その合理性を越える場合には法令に適合しないものである、法令に反するといふことがいえるのであらうというふうに思ひます。いまして、その辺は別に書いてあつたほうが一そうはつきりするといふことはあらうかと思ひますけれども、改正案でも同じやうな運用が可能であらうというふうに思ひます。

○正森委員 時間がある程度経過しましたので、私は、あと二、三點こまかい点を聞いて、最後に總括的なことを伺つて質問を終わるやうにさせていただきます。こう思ひますが、今度の商法を見ますと、一年決算で中間的に金銭配分をしてもいいということになっております。この金銭配分の性格ですが、これは配当ですか。

○川島(一)政府委員 配当といふことばを用いておりませんが、配当的なものでございます。株主總會の議によつて配分するといふこととでございますので、配当といふことばを使つていない。しかし實質は配当と同じ性格のものである、このやうに考へております。

○正森委員 そうすると、この金銭配分についても、たとえば税法上の配当課税というのは適用になるのですか。

○伊豫田説明員 お答えいたします。

中間配当につきましては、現在普通の配当につきましては認められておりますが配当課税措置あるいは個人が配当を受け取る段階において認められておりますが配当課税制度、このやうなものにつきましては中間配当をどのように取り扱つかつては、中間配当の性格というものをさらに税務の

面から十分検討いたしましてしかるべく措置したいと考えております。

○正森委員 いまみじくも中間配当ということばを使いましたが、商法では配当ということばは使っていないので、中間における金銭の配分、こういう意味ですね。そうしますと、私たちは税法上も非常に問題になると思うのです。これを法上も見て軽課措置その他をとるかどうかないかによって税収の面もずいぶん違います。しかも株主総会の議決を経ない、明白に配当でないもの、しかもそれが払うべきでなかったということになれば、正常な決算において措置されなければならぬもの、それがもう事前に配当と同じものとして扱われてしまうというように扱うかどうかというのは、これまた税法上の一つの問題点だと思ふのです。ところがその問題点がまだ解決されていないのに、とにもかくにも法案だけは先に上げてしまふということ、私は前のほかの問題点でも申し上げましたけれども、非常に問題じゃないかということ、法務省並びに大蔵省に問題点を提示しておきたいと思うのです。

それから金銭配分をやる場合には、これはあるいは中間的な配当ということばを使いますけれども、おそらく一年決算の場合は仮決算をやると思うのです。新聞の報道によりますと、新商法で一年決算に移る会社がおそらく続々とふえるであろう。経団連が昨秋に調べたところでは、調査した五百三十社のうち、二百九十九社は一年決算への移行を明らかにしており、現在一年決算である百三十二社を加えて、約八〇％が一年決算になるわけである。こう書いてあるのです。

そこで大蔵省に伺いたいのですが、いままでは、半期決算の場合は、これは税金を取るのも都合がよかったけれども、一年決算の場合はやはり中間に取らなければならぬ。それを取る場合には、前期の二分の一ということと取るかあるいは仮決算をしてもらうて取るかという二つの方法以外にはないと思うのですが、それは現在でも行なわれてきたし、今後も行なわれるであろう、こう

いうことですか。

○伊藤田説明員 一年決算法人の中間における納税の問題につきましては、現在の状況はそのとおりになっておりまして、なお十分検討はさしていただきますが、おそらくそのような方向で課税上の弊害がない限り進んでいくことと考えております。

○正森委員 そこでこれは非常にけしきよく、かもしれないのですけれども、私がもし経団連の幹部なら——私は経団連ではありませんが、残念なこと、日本共産党の議員でありますけれども、経団連の幹部ならこう考えると思うのです。今度中間的な金銭処分というものが認められる、商法がそういうぐあいに変わるということになりまして、税金を納める場合に、今期が非常によくもうかっている場合には、前期の二分の一で税金を納めておく、今期が非常に悪い場合には仮決算をやつて、少ないほうの税額でいく、こういうことになつて、実際に企業としてはちやうど中間に税金を納めなければならぬ、その額を、恣意的な操作によつて納めないで留保しておく。留保しておくといつても、われわれの収入のうちに何十万円、何百万円ぐらいならいいですけれども、松下さんなんかだつたら半期が何百億円ということになるのですから、その金利だけでもばかにならない。そのばかにならない金利を操作する余地を残すものではないかというように思いますが、それに対する歯どめがありますか。

○伊藤田説明員 一年決算法人につきましては、実は現在でもおっしゃるとおりすでに認められております制度で、その点ならばすでに内在している問題でございます。しかしながら仮決算を強要いたしましたして、すべての場合に仮決算ということの国民経済的な問題、ロスの問題というふうなものも考えなくてはなりませんし、また税務の執行あるいは調査件数の増大その他の点も考えなくてはなりませんので、そこら辺の全部のバランスを見て考えるべき問題であると考えております。

す。

○正森委員 いまそういう答弁がありました、現在すでに内在していることが、この経団連の一年決算への移行のパーセンテージを考えまして、さらに拡大する可能性がある。そういう場合にはやはり金利相当分の留保というふうな点を考えてみても、それだけはどうもまるまる利益になるわけですし、納めるべき税金が残つておきますと、それは内部でいろいろ使えるわけですから。そういう点について大企業が不当にもうけにならないように税務署としては留意して対策を考へる必要があるというように思うのです。特に今度商法が大幅に中間の金銭配分というものを認めるわけですから。

そこで時間の関係で次に進みますが、今度商法は親会社、子会社という概念を認めております。修正で子会社が親会社の会計監査人の監査といひますか、調査がありました場合に、正当な理由がある場合にはこれを拒否できるといふようになつておりますが、私はこの点について非常に親会社の子会社に対する支配といふものが行なわれて、いろいろ心配すべき点があるのではないかと思ひますが、この点は他の議員も質問されましたので、私はこの親会社、子会社という概念あるいは支配会社、従属会社と初めは言つておられたのですが、そういうものをわざわざ商法に導入されたという考え方の根本に、もつと監査の充実というように以外の問題があるんじゃないか。たとえば連結財務諸表を将来においてとるのではないか、あるいは連結納税申告制度を行く行くとするのではないかと、これが、学者の中でも言われておりますし、私も日本の商法にこういう概念を引き入れたということは、そういう方向に進む傾向があるというように思うのですが、その点はいかがでしょう。

○川島(一)政府委員 法務省といたしましては、そこまで考へてはおりません。実際に連結財務諸表といふようなものを作成するのがいいのか悪いのか、そういう点につきましてはむしろ御専門

門は大蔵省のほうでございまして、われわれもいたしましてはそこまで考へて子会社調査権という規定を設けたわけではございません。

○田中説明員 連結財務諸表制度につきましては、四十年三月に大蔵大臣から企業会計審議会に對し諮問が行なわれ、四十二年五月に答申がなされました。ただこれは連結財務諸表についての啓蒙的性格を有するものであります。その後昭和四十五年の証券取引審議会の答申及び四十六年の証券取引法改正の際の附帯決議におきまして、連結財務諸表を早急に制度化すべきであるという意見が示されたこともありまして、四十六年六月大蔵大臣から企業会計審議会に對しその制度化について諮問が行なわれ、現在企業会計審議会において鋭意検討中でございます。したがって、私どもは企業会計の面でこの検討を進めまして、できるだけ早く実施に移したい、かように考へております。

○正森委員 大蔵省ではそういう意見であります。そこで、またまた居林氏が出てくるわけですが、居林氏はいろいろところで言つておられるのです。大蔵省に言つておきますが、あまりあつちこちで放言をする、非常に法案審議で大蔵省が迷惑するといふことは言つておきたいと思ひます。居林さんのものを讀みますと、質問の種が何ぼでも出てくるということになるので、勢い、他の同僚議員にも、暇いのにしんぼうしていただくというふうなことになるので、實際この人は、ほんとうに言いたいほうだい言つておられるのです。だから、こういうことを言つて物議をかますようなことになる、われわれは経団連の代表的論客がこういうことを言つておられる。それは、大蔵省はこういうことを意圖しているのではないか、少なくとも客観的にそうではないか。こ

う、痛くもない腹を探らざるを得ないので、實際は痛くも持っておられるのかもしれないけれども、そこで、申し上げておきたいのですけれども、この点について、これは連結財務諸表意見書というのがあるのですが、それへの経団連意見の

反映という事で、実務会計の六七年六月号に居林さんが意見を書いておられるんですね。それから、財務経理の五月二十二日号に「連結財務諸表に関する意見書について」というのを、これを居林さんが書いておられる。こういうものを読んでみますと、実は大蔵省には非常に申しわけないのですが、連結納税申告制度の導入をめぐる諸問題の検討というのを、あなたとこの国税庁直税部審理課総務係長井上久彌とい人が、企業会計の六七年六月号に書いておられる。これも大体、大なり小なり、確かに居林さんとは表現が違いますけれども、大体の方向というのを書いておられるんですね。委員長にお約束しました時間が過ぎますが、居林さんはどういうことを言うておられるかといふと、こう言うておられるんですね。「連結財務諸表に関する意見書が企業会計審議会を取り纏められ答申されるに至った。企業側では連結財務諸表作成について冷淡な態度をとっているものが多く、今回の答申を歓迎する向きは余り多くない。それというのでも連結財務諸表作成のための手間と費用を要する割合に比べ、企業自体にとつて大してメリットがない上に、日本社会一般の空気としてこれほどに連結財務諸表を切望している状態ではないと企業が判断しているためである。」こうおっしゃっている。それではやらなくてもいいのかという、そうではないのです。そうではないかと、それはやってもいいのだという事を言っています。「日本として国際的に恥かしくない連結の会計慣行ができ上がっていくかどうかは、企業の大規模化、集中化が米国の如く今後推進されるかどうかにかかっているというのが、企業側の見解である。現時点で親会社の財務諸表を連結しなければ、企業集団の財務情報の信頼性と価値が失われるほどに集中化が行なわれていると考えられるケースは余りないという意識が財界筋には濃厚である。連結によって親会社と子の相互取引が、本支店間取引と類似のものであると目され、その間の未実現損益が連結財務計算上で消去され

ると、一般的には連結利益はかなり減少する。そこで連結利益に法人税を課することになれば、相対的な減税になる例も多いと思われる。仮に連結の意識が企業サイドに低いとしても、年間数千万円なり数億円の減税になるといふ状況になった場合、経営者としては多少の面倒があつても、連結財務諸表を作成してみようという意識を持つようになると思われる。かように税法の面からでも連結財務諸表作成の動機が生ずることも予想し、審議会の答申においては「連結納税申告制度を採用する方向において」制度の具体的内容を検討するよう前文の終りに注文が置かれたのである。」こう言っているのです。つまり、連結財務諸表が企業の状態を正確に反映するかどうかというような回りくどいことではなしに、連結すれば未実現利益といふものは、これは利益にあげないでいいのだ、そうすれば年間何億円かもうかるだろう、そういうメリットがあればやってもいいのだという意見ですね。つまり連結財務諸表といふのは、連結納税申告制度があつて、しかもそれによつて税金をあまり納めないでいいということがあつて、初めて企業にとつて意味があるのだという考え方をとつておられるわけです。そういうことです。井上さんの御議論は時間の関係で省略いたしますが、親会社、子会社といふものを導入された。法務省はわりとこのきにしておられますが、大蔵省はさすがにこういう連結財務諸表意見書というふうなものも御存じでございまして、将来の方向についても一定の見通しを持っておられます。そういういたしますと、住友化学の長谷川社長はこの間の物価問題の集中審議のときにお呼びいたしまして、私が直接質問をいたしました。そのときに、資料として持っておりましたが、時間の関係で言えませんでした。たとえば住友化学化学というのがあります。これはエチレン等だけをつくつておられるところでありまして、ここでは非常にもうけておられる。操業上のいろいろな負担というのをやつと償却して、この一年間にものすごくもうけて、いままでの赤字を全部なくして、そして

やつともうかるような状況になったから、近く企業に合併するといふようなことを談話でも言っておられます。こういうような、企業がぼろもうけをしたといふような段階では、むしろいままで赤字だった住友化学化学を一緒にして連結財務諸表にすれば、未実現利益のことは除外して、一方の住友化学はもうかつておられる、一〇〇〇子会社の住友化学化学はもうかつておられない、そうすればもうけが隠れるといふことになるのです。これがいま大企業が連結財務諸表及び連結納税申告制度によつて一番ねらつておることだ。その導入部門になる親会社、子会社という概念が、今度公認会計士の子会社に対する監査という名前を導入されておられる。これが今度の商法で非常に大事だと思つておられる。居林さんは、そのための環境整備が必要だ、こう言われておられるのですけれども、まさに居林さんの言う環境整備の一つが今度の商法改正であるといふように言わなければならぬんじゃないかと思ひます。そうしますと、大蔵省、アメリカだつて連結財務諸表をとり過ぎたために、利益が非常に分散されて、付加価値税ですが、何か二〇％ほど設けて、それでなければ税金が取れないという事態が起こったことは、あなた方専門家だから御存じでしょう。日本ではたださえ法人税が特別の措置を入れても三六・七五で、今度の国会で四〇％にするとかいふことが行なわれているときに、企業が、できの悪い子会社をどんどんかかえ込んで、収益を減らして、そして本体たる会社はぼろもうけしておつても税金を納めないようにするといふことを行くは合理的な重大なワンステップに、今度の商法はなるんじゃないかと、この危険を察し得ないのです。法務省民事局長はとんと高潔な人格で、お金のほうにはうといかもしれませんけれども、そういう心配があるのです。大蔵省はお金の問題を扱つておられますから、先ほど言うように、ほんとうにわかつていたのかどうかかわかりませんが、うなずいておられる方もおられましたけれども、ほんとうにこういう問題を庶民は心配しているのです。法務省や大蔵省

はどう考えられますか。何か歯どめがありますか。断わっておきますが、私は連結財務諸表が全部悪いと言っているのではないのです。

○伊藤田説明員 連結財務諸表の制度の問題と、それから税の面に連結納税申告制度を導入するといふ問題は、私のほうでは一応別にして考えております。税の制度というのはいち応の社会的実態の上に乗りまされなかなかなできないものでございまして、少なくとも連結財務諸表の制度化といふことが第一前提とは考えますが、その時点において、あるいはこれから連結財務諸表制度がいろいろ検討される段階において、われわれのほうといたしましては、十分検討させていただきたいと考えております。

なお、営利会社を会員とする団体の立場から、居林さんがそのような考え方を述べられているのは、それは別の問題といたしまして、われわれといたしましてはそこの会社の税金が少なくなるのか、そういうことでなく、要するに企業の法人所得として把握すべきものの実態が連結財務諸表制度によつたほうがいいか、あるいは悪いのか、こういう観点から十分検討させていただきたいと考えております。

○小平委員長 正森君、お約束の時間もだいぶ経過しておりますから、簡単に願います。

○正森委員 名古屋の国税局管内では税理士会と国税局とでチェックリストというものをつくつて、税理士会が雑収入の計上漏れがないかといふようなことを調べて、税法上の適法性を税理士がチェックしてサインして出せば、これは監査を省略するといふことが、實際上中小法人、零細企業については行なわれているのですか。

○甲斐説明員 私のほうの所掌するところではございませぬけれども、名古屋の国税局でそういうことをやっているといふことは知っております。ただし、それをそのまま認めるというふうなことはありませんで、必要があれば調査をやることは当然でございします。

○正森委員 そこで、私は、委員長の御注意もございまして、これで質問を終わりたいと思ふのですが、私が先ほど引用いたしました「税法整備に関する意見」という昭和四十年一月二十一日の経団連経理懇談会のものでございます。これは経団連月報の一九六五年の二月号に載っておりますが、それについて同じく居林さんが経団連月報の一九六六年四月号に解説のようなものを書いておられます。ここでもう一度このことを書いておられるかといふと、その第五で「公認会計士の監査結果を税務上尊重すること。近年税務の取扱いが複雑になり、大規模な企業においては、税務経理のために莫大な人員・施設・費用および時間を費やしている。一方、一定企業に対しては、証券取引法にもとづき、公認会計士による権威ある監査が行なわれているので公認会計士の監査証明のある場合には、税務上これを認めること」として、税務取扱上の簡素合理化をはかる必要がある。こういうことですね。そして居林さんはこの解説の中で「公認会計士の監査結果の尊重については、国税庁としても前向きな姿勢で、ぞみ、まずテスト・ケースとして適正な税務申告をしている会社を選び、国税庁の望む監査手続を済ませている限り公認会計士にすべて委ねることとし、国税庁当局は、三年ないし五年間その会社について税務調査を一切省略する方法を考えているようである。税務上要求する監査手続の細部については、今後、国税庁・公認会計士協会と当会——経団連ですね。「当会の三者で話し合いを進める予定である。」こういうふうになつております。こういうことであるとすると、いよいよ結論に入りたいと思ふすけれども、商法を改正して三十二条で企業会計原則を持つてくるが、その企業会計原則は従来のものではなしに、修正されたきわめてゆるやかな企業会計原則である。そしてこれは法人税法二十二条四項で二つのものが内容的にはほぼ一体のものとしてドッキングされる。そして公認会計士は証取のように事後監査ではなし

に、今度は事前に、決算の前に監査をして、それを株主総会が決定する。そうすれば、このようにして行なわれた公認会計士の監査を受けた大企業にあつては、今度の商法改正では十億円以上ですけれども、経団連の意向ではそれは税務上尊重することというところになつて、結局のところ大企業が行なうところの自主的な経理の尊重あるいは別のところでは重要性の原則を持ち出して、中小企業では百万円が重要なものならぬけれども、大企業では百万円が右向こうが左向こうが、そんなことはたいしたことはないんだということを、やはり居林さんはいつております。時間の関係でその原文は引用しませんが、そういうことになると重要性の原則を持ち出し、自主的な経理の尊重の考えを持ち出して、法人税法の二十二条四項と商法三十二条と修正された企業会計原則で、企業は結局公認会計士が決算前に監査をすれば、その証明で適法だということになれば、これは税務署を素通りするんだ、そういうふうになるというところが経団連の要求ではないか。今度の商法の改正というものは結局その方向にきわめて沿うものではないか、こういう疑いを払拭しようとして幾ら努力しても払拭することができない、こう私は思います。それについてあなたの方の見解を承りたい。

○伊藤田説明員 お答え申し上げます。

ただいまの法人税法の二十二条と商法の同様の規定と、ゆるめられた企業会計原則、こういうお話でございますが、税の立場といたしましては先ほど来申し上げておりますように、別段の定めが相当してございまして、今度の企業会計原則あるいは商法の改正によって従来の扱いが変わるところはないと考えております。

○甲斐説明員 執行のほうからお答え申し上げます。

法人税の調査は、法人税法に基づきまして適正な課税標準を把握するために行なうものでございまして、公認会計士の監査とはその目的を異にしております。従来の監査対象となりました法人についての調査事績等にもかんがみまして、監査対

象となつた法人について税務調査を省略するといふようなことはどう困難であると考えております。

○正森委員 最後に申し上げますが、いま大蔵省からそういう答弁がありましたけれども、私が時間を費やして経団連の考え方、居林氏の意見というふうなものを順次総合いたしますと、今度の商法の改正といふものは、経団連の意図としてはそういうものに沿うものであるというふうに考えていると考えるを得ない。しかもあなたの方の塩崎主税局長とか、あるいは若干の係官の言明も、それを全く否定しているとは考えられないといふことを考えますと、今度の商法で、大企業にとつては公認会計士の監査を受けることによつて税務調査を簡略化する、一方中小企業については税理士にチェックをさせるというふうなことで、二つに分けて、一方はできるだけゆるやかに、そして庶民のほうには経済的、効率的に、五万人しか定員がない税務署員をフルに動員するということをほんとうはねらつておる、実際上はそういうぐあいになるのではないかというの、庶民の抱いている大きな疑問点であります。私は全審議の過程でそれが払拭されたとはどういふ考えることができせん。

そこで、委員長に私は質問を終わるにあつてお願い申し上げます。

その第一は、大蔵省当局からも失笑が出ましたけれども、居林次雄なる人物、また教授だそうでございますが、番場嘉一郎氏というの、企業会計原則について至るところで重要な談話を発表し、放言をしております。しかもこれは商法三十二条との関係で重要な意味を持つものであります。したがつて、商法が通つてしまつてから企業会計審議会でその点を詰めるといひましても、これは国会の審議権を事実上低めるものにほかならないと思ひますし、企業会計原則についてたゞすべきものがあり、そんな了解事項はないといふものがあるというなら、それをこの審議が終わる前にまず明らかにすべきであるというのがまず第一

点であります。

第二に、少なくとも番場嘉一郎氏と居林次雄氏を当法務委員会に証人ととして、それができなければせめて参考人として喚問をして、一体どういう趣旨でこういうことを言つたのか、こういうことを明らかにして、そして商法の審議を充実させるべきである、それが現下の経済情勢のもとで国民に対して当然委員会が負うべき任務であると考えています。

以上の二点について法務委員長に要請をして、私の質問を終わります。

○小平委員長 正森君の申し出につきましては、後刻理事会で協議いたしますことにいたします。

次回は、来たる十二日火曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十分散会

昭和四十九年三月三十日印刷

昭和四十九年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局